

## 令和3年度第1回本庄市地域包括支援センター運営協議会会議次第

日時：令和3年8月5日（木）

午後1時30分～

場所：本庄市役所6階大会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 市長あいさつ

4 委員自己紹介

5 会長・副会長選出

6 議 題

報 告 事 項

(1) 令和2年度地域包括支援センター事業実績報告について

(2) 令和3年度地域包括支援センター事業計画について

(3) 介護予防支援等委託事業所について

7 その他

8 閉 会

## 目 次

- ・本庄市地域包括支援センター運営協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- ・本庄市地域包括支援センター運営協議会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ P2～P5
- ・本庄市地域包括支援センター運営協議会における会議の傍聴について・・・・・・・・ P6
- ・報告事項（1）令和2年度地域包括支援センター事業実績報告について・・・・・・・・ P7～P22
- ・報告事項（2）令和3年度地域包括支援センター事業計画について・・・・・・・・ P23～P54
- ・報告事項（3）介護予防支援委託先事業所について・・・・・・・・・・・・・・・・ P55

## 本庄市地域包括支援センター運営協議会委員名簿

令和3年4月1日現在

(敬称略・順不同)

役 職	氏 名	選 出 区 分 (本庄市地域包括支援センター 運営協議会設置要綱第4条2項)	備 考 (任期)
委 員	たかはし しげお 高橋 茂雄	(1)医師、歯科医 師、介護支援専門 員及び機能訓練指 導員の職能団体の 代表	本庄市児玉郡医師会 任期: 令和3年4月1日 ～令和6年3月31日
委 員	たかはし きみお 高橋 公男		本庄市児玉郡医師会 任期: 令和3年4月1日 ～令和6年3月31日
委 員	たけうち やすし 竹内 靖		本庄市児玉郡歯科医師 会 任期: 令和3年4月1日 ～令和6年3月31日
委 員	かない やすえ 金井 安枝		本庄市介護支援専門員 連絡会 任期: 令和3年4月1日 ～令和6年3月31日
委 員	つねや まさかず 恒屋 昌一		埼玉県理学療法士会 任期: 令和3年4月1日 ～令和6年3月31日
委 員	とみざわ みねお 富沢 峰雄	(2)介護サービス事業 者又は介護予防サー ビス事業者(居宅介護支 援事業者を含む。)	児玉圏域介護サービス事 業者連絡協議会 任期: 令和3年4月1日 ～令和6年3月31日
委 員	おおた ゆきのぶ 太田 行信	(3)老人福祉施設 の代表者	埼玉県老人福祉施設協 議会 児玉支部 任期: 令和3年4月1日 ～令和6年3月31日
委 員	たかはし まさひろ 高橋 正弘	(5)第1号被保険者 及び第2号被保険 者	介護保険被保険者(第1 号) 任期: 令和3年4月1日 ～令和6年3月31日
委 員	いがらし きよみ 五十嵐 清美		介護保険被保険者(第2 号) 任期: 令和3年4月1日 ～令和6年3月31日
委 員	もてぎ ひでお 茂木 秀夫	(6)地域における権利 擁護、相談事業等を行う 団体等の代表	本庄市民生委員・児童委 員協議会 任期: 令和3年4月1日 ～令和6年3月31日
委 員	えはら ゆみ 江原 裕美		本庄市社会福祉協議会 任期: 令和3年4月1日 ～令和6年3月31日

○本庄市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成18年1月10日

告示第204号の3

改正 平成19年6月7日告示第129号

平成23年3月31日告示第85号

平成24年3月30日告示第102号

平成27年6月29日告示第267号の2

平成28年3月31日告示第112号

平成28年6月20日告示第228号

平成31年3月29日告示第123号

(設置)

第1条 本庄市内の地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）の  
中立公正な事業運営を確保するため、本庄市地域包括支援センター運営協議会  
（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 支援センターの設置等に関する事項
- (2) 支援センターの行う業務に係る方針に関する事項
- (3) 支援センターの運営及び評価に関する事項
- (4) 地域包括ケアに関する事項
- (5) その他支援センターの運営に関し必要な事項

(意見具申)

第3条 協議会は、前条の規定により調査及び審議した結果必要があると認め  
るときは、同条各号に掲げる事項に関して、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 協議会の委員の定数は、12人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師、歯科医師、介護支援専門員及び機能訓練指導員の職能団体の代  
表

(2) 介護サービス事業者又は介護予防サービス事業者（居宅介護支援事業者を含む。）

(3) 老人福祉施設の代表者

(4) 介護予防サービス利用者

(5) 第1号被保険者及び第2号被保険者

(6) 地域における権利擁護、相談事業等を行う団体等の代表

(7) 地域ケアに関する識見を有する者

3 前項第5号の委員のうち第2号被保険者は、公募とする。ただし、本人の了承を得た上で本庄市介護保険条例（平成18年本庄市条例第133号）第14条第2項第4号の委員と兼務させることができる。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第7条 協議会の会議は公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

（会議録）

第8条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者及び欠席者の氏名
- (3) 議題及び資料
- (4) 会議の経過
- (5) 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 会議録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する2人の委員が署名し、又は記名押印しなければならない。

(協議会の庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部介護保険課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月10日から施行する。ただし、第4条第2項第4号の委員の委嘱に関する規定は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第4項本文の規定にかかわらず、この告示の施行の日に委嘱された委員の任期は、平成21年3月31日とする。

附 則 (平成19年6月7日告示第129号)

この告示は、公示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年3月31日告示第85号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日告示第102号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月29日告示第267号の2)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第112号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月20日告示第228号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第123号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

## 本庄市地域包括支援センター運営協議会における会議の傍聴について

平成 27 年 6 月 29 日

### 第 1 趣旨

本庄市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）を傍聴することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 会議の傍聴について

- (1) 傍聴人の定員は、5 人とする。ただし、議長は、会場の都合等により、定員の数を増減することができる。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、協議会の事務局を通じ、住所、氏名等をあらかじめ議長に届け出なければならない。
- (3) 傍聴人は、会場の秩序を乱し、または会場の妨害となるような行為をしてはならない。
- (4) 傍聴人は、協議会の事務局職員の指示に従わなければならない。

### 第 3 その他

その他、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

## 報告事項（1）令和2年度地域包括支援センター事業実績報告について

### 【地域包括支援センターの概要】

名称	運営法人等	担当者 (R3.3月末)	担当地区	65歳以上人口
				要支援者数
				事業対象者数
				(R3年4月末現在)
会セ本 社ン庄 協西 議地 会本域 庄包 市括 社支 援セ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■運営法人：社会福祉法人本庄市社会福祉協議会</li> <li>■平成28年4月1日より委託</li> <li>■同一法人内で行っている介護保険事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援</li> <li>・訪問介護</li> </ul> </li> </ul>	社会福祉士 3名 主任介護支援専門員 1名 保健師 1名	千代田・若泉・中央・銀座・小島南・小島・万年寺・下野堂・(照若)・都島山王堂・沼和田・杉山・新井	65歳以上人口
				5,190
				要支援者数
				182
				事業対象者数
				14
タ本 庄東 安地 誠域 園包 括支 援セ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■運営法人：社会福祉法人安誠福祉会</li> <li>■平成24年4月1日より委託</li> <li>■同一法人内で行っている介護保険事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援</li> <li>・訪問介護</li> <li>・通所介護</li> <li>・短期入所生活介護</li> <li>・介護老人福祉施設</li> </ul> </li> </ul>	社会福祉士 2名 主任介護支援専門員 1名 保健師等 2名	本庄・東台・日の出・寿・朝日町・(台町)・(諏訪町)・(本町)・鶴森・傍示堂・牧西・小和瀬・宮戸・堀田・滝瀬・仁手・下仁手・久々宇・田中・上仁手	65歳以上人口
				5,008
				要支援者数
				155
				事業対象者数
				21
ン本 タ庄 南地 シ域 ャ包 口括 支 ム援 セ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■運営法人：社会福祉法人 柏樹会</li> <li>■平成27年10月1日より委託</li> <li>■同一法人内で行っている介護保険事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援</li> <li>・訪問介護</li> <li>・通所介護</li> <li>・短期入所生活介護</li> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・ケアハウス</li> </ul> </li> </ul>	社会福祉士 3名 主任介護支援専門員 1名 保健師 1名	南・前原・柏・栄・駅南・けや木・見福・緑・五十子・四季の里・早稲田の杜・北堀・栗崎・西五十子・東五十子・東富田・西富田・四方田・今井・共栄・いまい台	65歳以上人口
				6,464
				要支援者数
				237
				事業対象者数
				30
タ児 庄玉 地 域 包 括 支 援 セ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■運営法人：社会福祉法人児玉福祉会</li> <li>■平成19年4月1日より委託</li> <li>■同一法人内で行っている介護保険事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援</li> <li>・訪問介護</li> <li>・通所介護</li> <li>・短期入所生活介護</li> <li>・介護老人福祉施設</li> </ul> </li> </ul>	社会福祉士 2名 主任介護支援専門員 1名 保健師等 2名	児玉地域全域	65歳以上人口
				5,876
				要支援者数
				189
				事業対象者数
				4

※実施報告で使用する略称

本庄西地域包括支援センター本庄市社会福祉協議会：西包括

本庄東地域包括支援センター安誠園：東包括

本庄南地域包括支援センターシャローム：南包括

児玉地域包括支援センター：児玉包括

# 1 総合相談・支援事業

## (1) 相談・支援

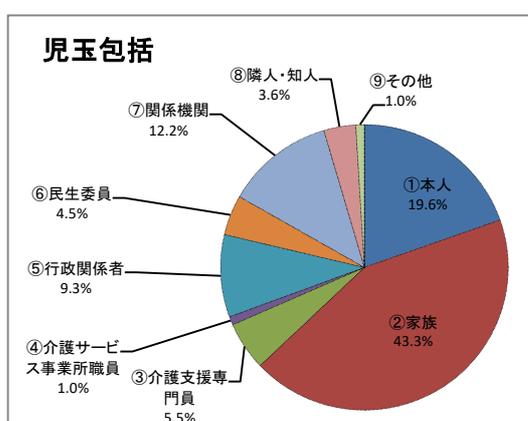
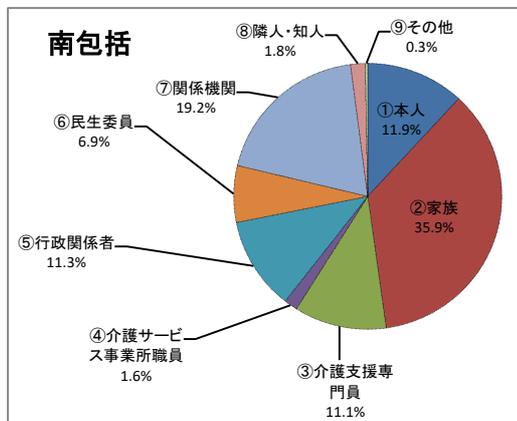
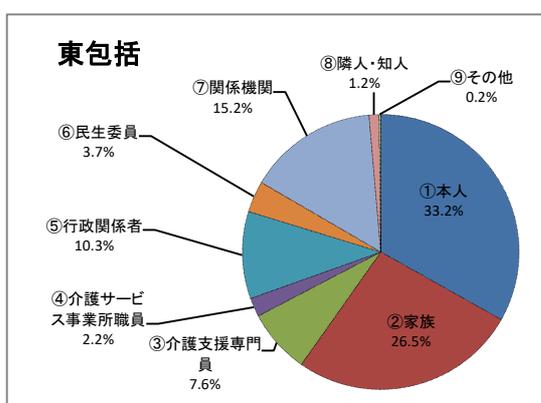
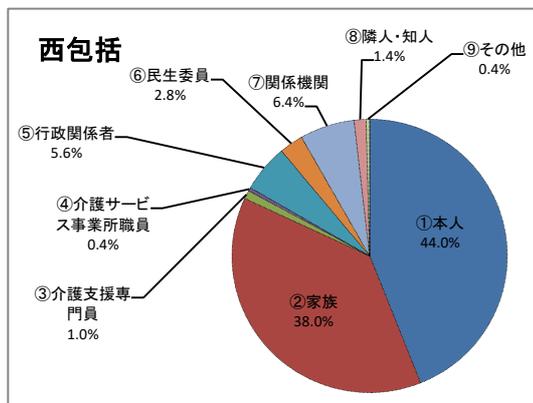
地域の高齢者に対して、面接、電話等による相談を実施し、必要な支援内容を把握するとともに、地域における適切な機関、制度及びサービスの利用につなげる等の支援を行いました。

### ○相談件数の推移（延べ件数）

	R元年度	R2年度
西包括	571	498
東包括	887	1033
南包括	671	682
児玉包括	483	418
合計	2,612	2,631

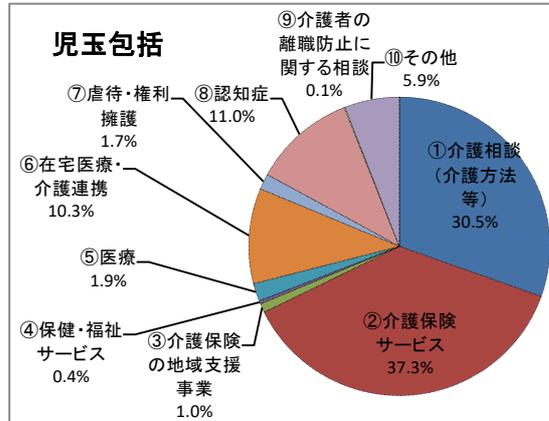
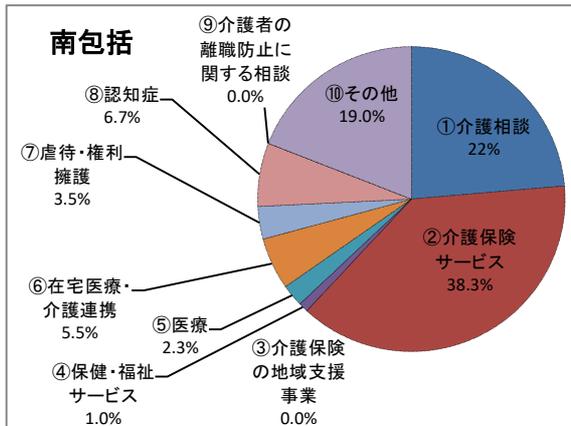
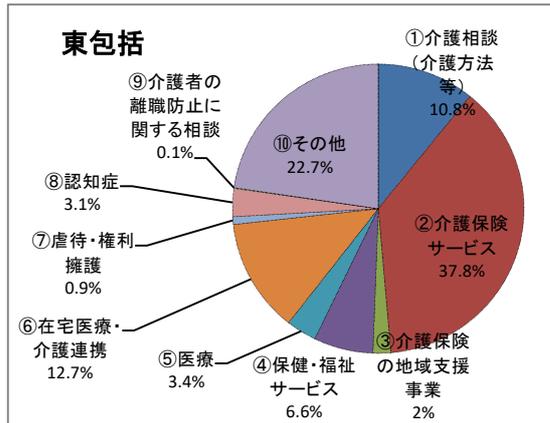
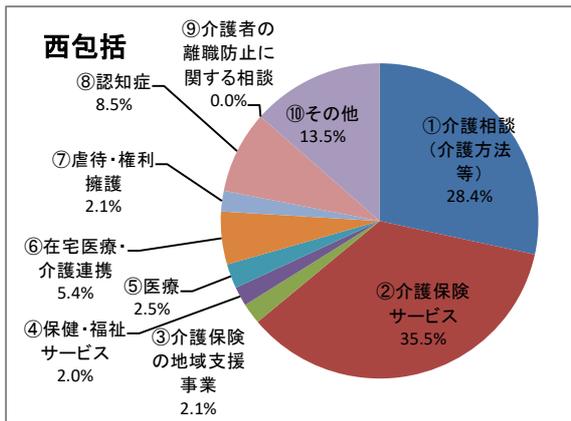
### ○相談者の区分（延べ人数）

	西包括	東包括	南包括	児玉包括
①本人	219	343	81	82
②家族	189	274	245	181
③介護支援専門員	5	78	76	23
④介護サービス事業所職員	2	23	11	4
⑤行政関係者	28	106	77	39
⑥民生委員	14	38	47	19
⑦関係機関（医療機関・警察・消防等）	32	157	131	51
⑧隣人・知人	7	12	12	15
⑨その他	2	2	2	4
合計	498	1,033	682	418



○相談内容（延べ件数）

	西包括	東包括	南包括	児玉包括
①介護相談（介護方法等）	215	138	232	254
②介護保険サービス	269	482	376	311
③介護保険の地域支援事業	16	25	0	8
④保健・福祉サービス	15	84	10	3
⑤医療	19	43	23	16
⑥在宅医療・介護連携	41	162	54	86
⑦虐待・権利擁護	16	11	34	14
⑧認知症	64	40	66	92
⑨介護者の離職防止に関する相談	0	1	0	1
⑩その他	102	289	187	49
合計	757	1,275	982	834



○時間帯別相談件数（延べ件数）

	西包括	東包括	南包括	児玉包括
平日8時～17時15分	488	943	661	396
平日17時15分過ぎ	3	15	6	4
土・日・祝日	7	75	15	18
合計	498	1,033	682	418

(2) 訪問

相談者から依頼を受けた中で、訪問が必要な場合、地域包括支援センターが相談者の自宅等を訪問し、民生委員等とともに安否確認や状況確認、情報提供及び介護保険サービスの申請等を行っています。

○訪問件数の推移（延べ件数）

	R元年度	R2年度
西包括	231	207
東包括	253	235
南包括	211	218
児玉包括	222	156
合計	917	816

## 2 権利擁護業務

権利侵害行為を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を送ることができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行うものです。高齢者虐待が疑われる場合には、関係機関との連携を図りながら必要な対応を行い、また、高齢者の判断能力を把握し、成年後見制度の利用が必要な高齢者に関しては、親族への支援や市長による申立を行います。令和2年度は、以下のとおり相談対応いたしました。

### ○権利擁護相談件数の推移

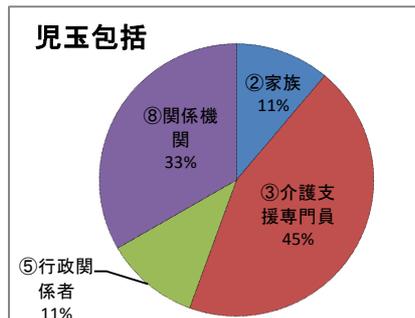
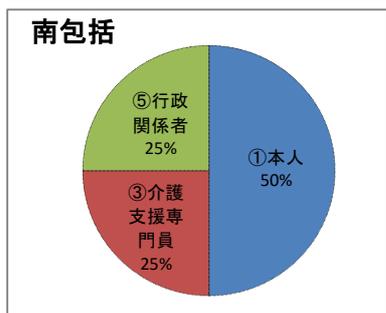
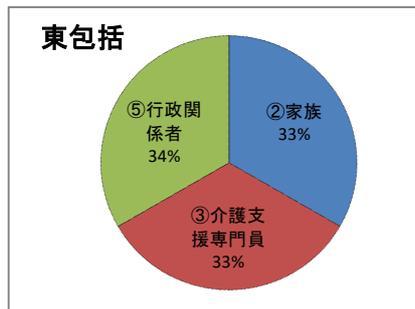
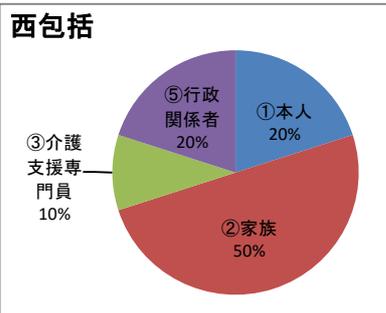
	R元年度	R2年度
西包括	5	16
東包括	19	10
南包括	31	34
児玉包括	49	15
合計	104	75

### ○相談内容(述べ件数)

	西包括	東包括	南包括	児玉包括
①虐待	12	6	7	10
②成年後見制度	2	5	27	0
③消費者被害	0	0	0	0
④その他	0	0	0	3
合計	14	11	34	13

### ○虐待相談者

	西包括	東包括	南包括	児玉包括
①本人	2	0	2	0
②家族	5	2	0	1
③介護支援専門員	1	2	1	4
④介護サービス事業所職員	0	0	0	0
⑤行政関係者	2	2	1	1
⑥民生委員	0	0	0	0
⑦隣人・知人	0	0	0	0
⑧関係機関	0	0	0	3
⑨その他	0	0	0	0
合計	10	6	4	9

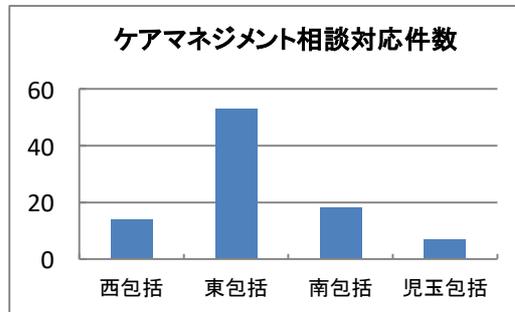


### 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員(以下「ケアマネジャー」という。)が実践することができるように地域の基盤を整えるとともに個々のケアマネジャーへのサポートを行いました。

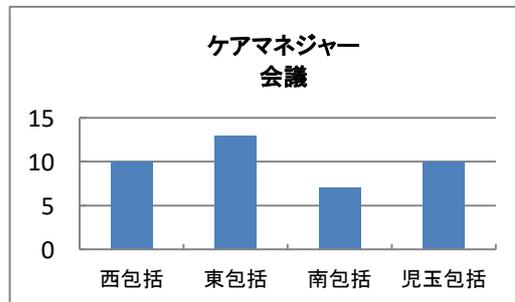
#### (1) ケアマネジメント相談(延べ件数)

	対応件数	支援したケアマネジャーの人数
西包括	14	13
東包括	53	37
南包括	18	12
児玉包括	7	7



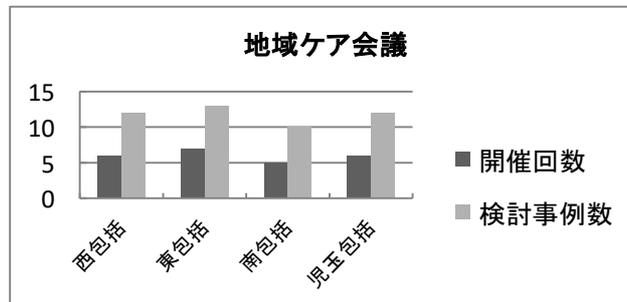
#### (2) ケアマネジャー研修等の開催状況

	ケアマネジャー会議
西包括	10
東包括	13
南包括	7
児玉包括	10



#### (3) 地域ケア会議の開催状況

	開催回数	検討事例数
西包括	6	12
東包括	7	13
南包括	5	10
児玉包括	6	12



#### 各センターの地域ケア会議で把握された課題

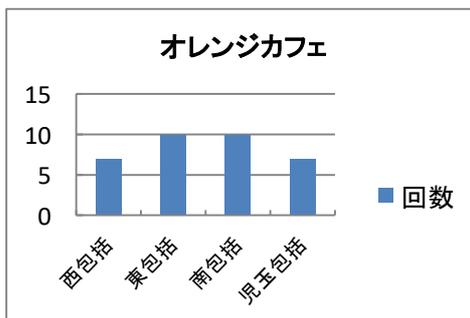
	主な地域課題
西包括	地域の見守り、集いの場、生きがいづくり、認知症、避難行動要支援者避難支援制度
東包括	集いの場・外出する場について、外出支援について、ボランティアについて
南包括	地域とのつながり・交流について、地域の担い手について、移動手段について
児玉包括	地域とのつながり、認知症・若年性認知症の支援、食事・栄養管理

#### 4 認知症総合支援事業等

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるような体制整備を図りました。

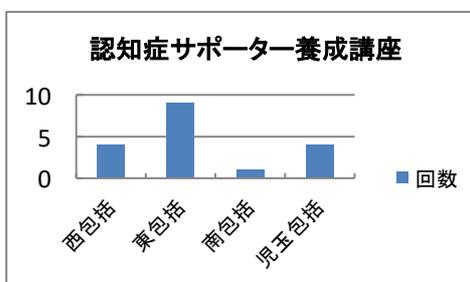
##### (1) オレンジカフェ

	回数	人数	実施場所
西包括	7	78	はにぼんプラザ
東包括	10	176	東公民館・(仁手公民館)
南包括	10	34	JＡひびきの農協・ドンキ本庄店
児玉包括	7	84	セルディ



##### (2) 認知症サポーター養成講座

	回数	人数	主な対象者
西包括	4	126	本庄市新入職員、本庄西小学校、本庄旭小学校、高齢・障害施設等従事者（オンライン講座）
東包括	9	296	本庄東中学校、本庄仁手小学校、本庄東小学校、本庄藤田小学校、本町福祉活動委員、藤田筋トレクラブ
南包括	1	108	本庄東高等学校附属中学校
児玉包括	4	312	児玉中学校、金屋小学校、共和小学校、児玉小学校



##### (3) 認知症個別相談会

※認知症個別相談会は、各地域包括支援センターが毎月実施しているが、常に認知症を含む相談を受けているため、相談会の日には相談に来る事があまりなく、オレンジカフェ等で相談を受けることが多いのが現状である。

##### (4) 認知症地域支援推進事業

	主な活動内容
西包括	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症地域支援・ケア向上事業検討会議 10回</li> <li>認知症サポーターステップアップ講座 2回</li> <li>認知症家族の会 8回</li> </ul>
東包括	
南包括	
児玉包括	

##### (5) 認知症初期集中支援事業

	主な活動内容
西包括	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症初期集中支援チーム検討委員会に参加</li> </ul>
東包括	
南包括	
児玉包括	

## 5 在宅医療・介護連携推進事業

市民からの在宅医療に関する相談対応や入退院調整ルールの周知を行うなど在宅医療と介護サービスを一体的に提供する連携体制構築を推進しました。

	主な活動内容
西包括 東包括 南包括 児玉包括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庄市児玉郡在宅医療・介護連携推進協議会に参加</li> <li>・在宅医療・介護連携会議に参加</li> <li>・多職種連携の会議等に参加</li> </ul>

## 6 生活支援体制整備事業

高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくため、多様な生活支援や介護予防・社会参加へのニーズを踏まえてNPOや地域住民をはじめとした多様な主体と、地域の特性に応じた生活支援等サービスの体制整備を図りました。

	主な活動内容
西包括 東包括 南包括 児玉包括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議体等に参加</li> <li>・地域を把握するためにサロン等を訪問</li> </ul>

## 7 地域や関係機関等の会議・研修等への参加

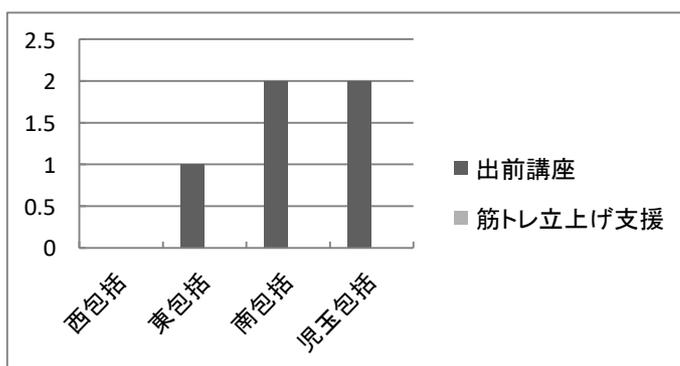
地域や関係機関等の会議等を通して、包括的支援事業を効果的に実施するための環境整備を行うために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源との連携を図りました。

	活動内容
西包括 東包括 南包括 児玉包括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員定例会（基本毎月各担当地域の定例会に出席）</li> <li>・介護保険地域密着型サービス事業所運営推進会議（担当する地域密着型サービス事業所の運営推進会議に出席）</li> <li>・本庄地域ケアマネ会議</li> <li>・各種研修等</li> </ul>

## 8 その他

### (1) 一般介護予防事業への協力 (介護予防出前講座等)

	出前講座	筋トレ立上げ支援
西包括	0	0
東包括	1	0
南包括	2	0
児玉包括	2	0



### (2) 介護者教室

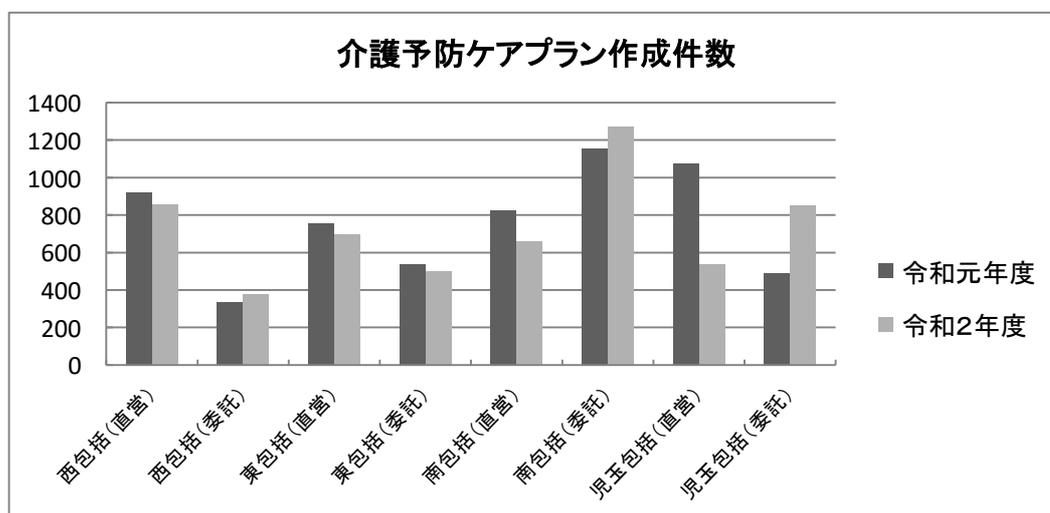
	実施日	実施内容	参加人数
西包括	11月26日	福祉用具の活用法	15
	2月2日	見て学ぶ！男性介護者向け免疫力アップ料理教室	3
東包括	11月20日	免疫力を高める食事について ～いつもの食事にちょい足ししてみませんか？～	11
児玉包括	10月28日	いつまでも食事が楽しめるように ～お口の健康と不足しがちな栄養～	19

## 9 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援事業

地域包括支援センターでは、要支援者等(「要支援1」「要支援2」「事業対象者」)の介護予防ケアプランを作成しています。要支援者等の介護予防ケアプランは、原則として地域包括支援センターが作成することとされていますが、業務の一部を居宅介護支援事業所に委託できることになっています。

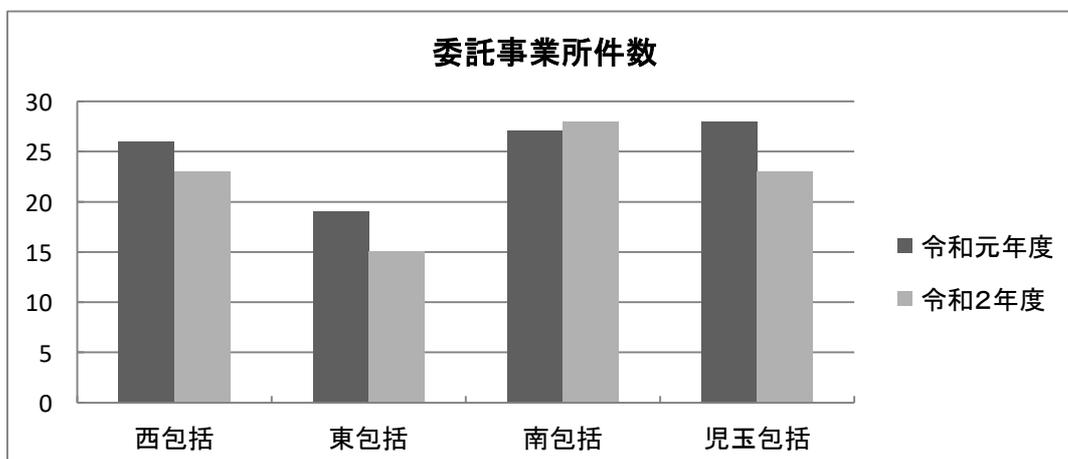
### ○介護予防ケアプラン作成件数の推移(延件数)

	令和元年度	令和2年度
西包括(直営)	921	858
西包括(委託)	333	374
東包括(直営)	753	697
東包括(委託)	535	501
南包括(直営)	823	661
南包括(委託)	1156	1271
児玉包括(直営)	1076	537
児玉包括(委託)	491	851
合計	6,088	5,750



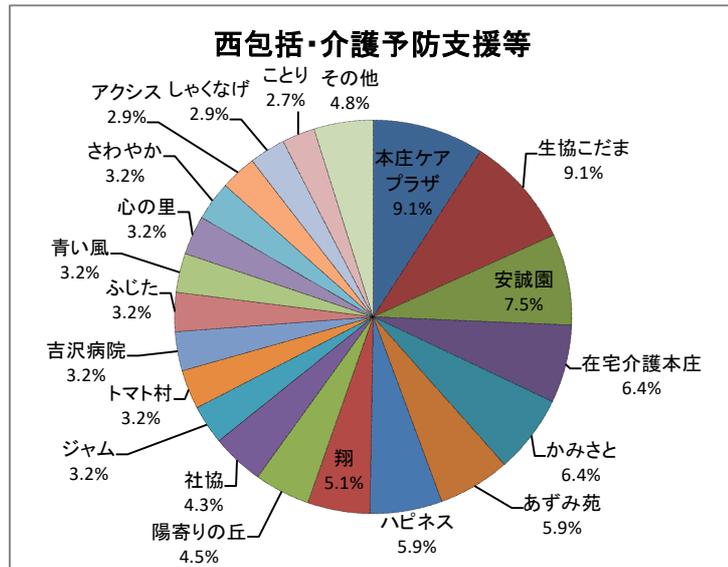
### ○委託事業所件数

	令和元年度	令和2年度
西包括	26	23
東包括	19	15
南包括	27	28
児玉包括	28	23



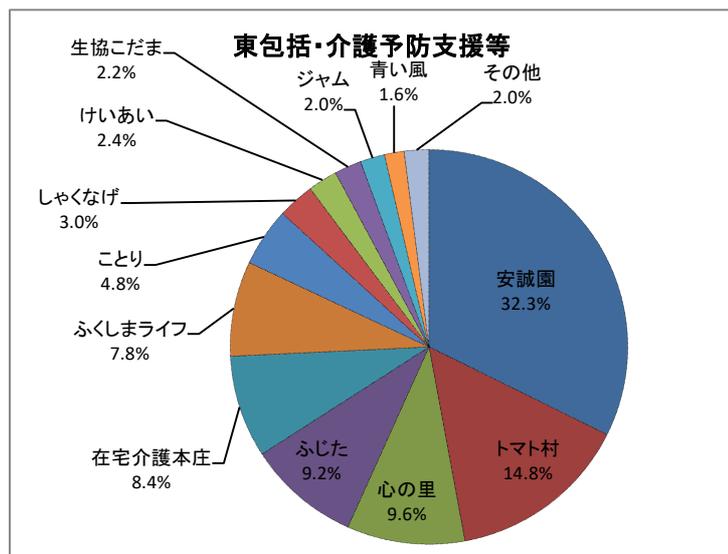
R2年度 介護予防支援等実施状況(西包括)

委託居宅介護支援事業所	延件数	割合
本庄ケアプラザ	34	9.1%
生協介護センターこだま	34	9.1%
在宅介護支援センター安誠園	28	7.5%
在宅介護本庄 居宅介護支援	24	6.4%
かみさと居宅介護支援	24	6.4%
あずみ苑 本庄(レオパレス)	22	5.9%
ハピネスケアセンター	22	5.9%
居宅介護支援事業所 翔	19	5.1%
ケアサポート陽寄りの丘	17	4.5%
<b>本庄市社会福祉協議会ケアプランセンター</b>	<b>16</b>	<b>4.3%</b>
ケアプランセンタージャム	12	3.2%
トマト村	12	3.2%
吉沢病院指定介護支援センター	12	3.2%
ウェルサポートふじた	12	3.2%
居宅介護支援事業所 青い風	12	3.2%
ケアプラン心の里	12	3.2%
ケアプランさわやか	12	3.2%
アクシスケアプラン	11	2.9%
しゃくなげケアプランセンター	11	2.9%
ことりケアプラン	10	2.7%
ケアプラン四季	8	2.1%
シャローム居宅介護支援センター	8	0.9%
居宅介護支援 ハハコグサ	2	0.5%
委託	374	
包括	858	
計	1,232	



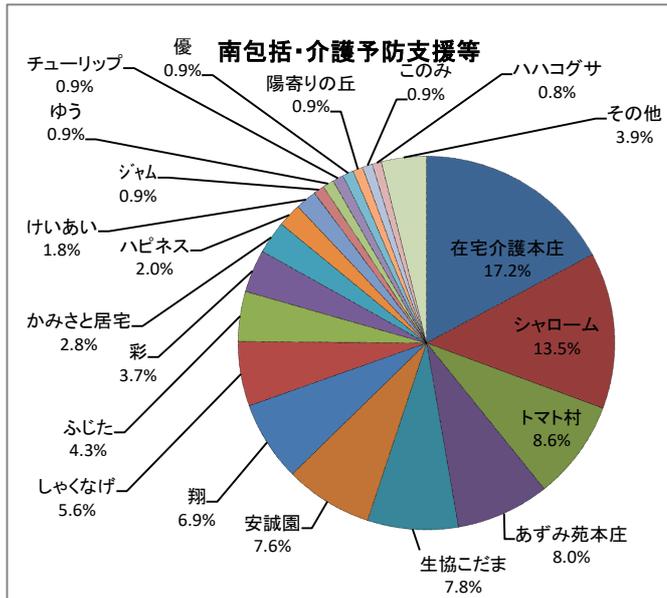
R2年度 介護予防支援実施状況(東包括)

委託居宅介護支援事業所	延件数	割合
<b>在宅介護支援センター安誠園</b>	<b>162</b>	<b>32.3%</b>
トマト村	74	14.8%
ケアプラン心の里	48	9.6%
ウェルサポートふじた	46	9.2%
在宅介護 本庄 居宅介護支援	42	8.4%
居宅介護支援事業所ふくしまライフサポート	39	7.8%
ことりケアプラン	24	4.8%
しゃくなげケアプランセンター	15	3.0%
在宅介護支援センターけいあい	12	2.4%
生協介護支援センターこだま	11	2.2%
ケアプランセンタージャム	10	2.0%
居宅介護支援事業所 青い風	8	1.6%
本庄ケアプラザ	7	1.4%
ケアプランゆう	2	0.4%
居宅介護支援センター彩	1	0.2%
委託	501	
包括	697	
計	1,198	



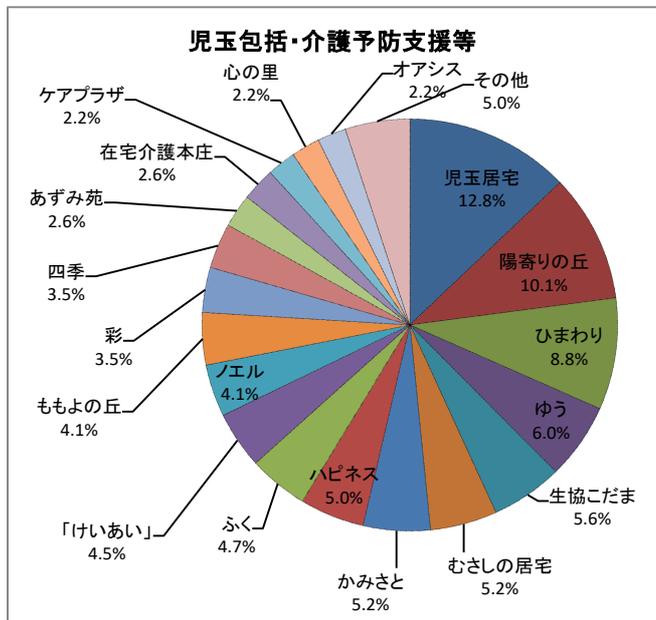
R2年度 介護予防支援等実施状況(南包括)

委託居宅介護支援事業所	延件数	割合
在宅介護本庄 居宅介護支援	218	17.2%
シャローム居宅介護支援センター	172	13.5%
トマト村	109	8.6%
あずみ苑 本庄	102	8.0%
生協介護センターこだま	99	15.0%
在宅介護支援センター安誠園	96	7.6%
居宅介護支援事業所 翔	88	6.9%
しゃくなげケアプラン	71	5.6%
ウェルサポートふじた	55	4.3%
居宅介護支援センター 彩	47	3.7%
かみさと居宅介護支援事業所	36	2.8%
ハビネスケアセンター	26	2.0%
在宅介護支援センター「けいあい」	23	1.8%
ケアプランセンタージャム	12	0.9%
ケアプランゆう	12	0.9%
居宅介護支援センター チューリップ	12	0.9%
居宅介護支援事業所 優	12	0.9%
ケアサポート陽寄りの丘	11	0.9%
居宅介護支援センター このみ	11	0.9%
居宅介護支援 ハハコグサ	10	0.8%
ノエル居宅	9	0.7%
居宅介護支援事業所かがやき	9	0.7%
吉沢病院指定介護支援センター	7	0.6%
本庄ケアプラザ	7	0.6%
居宅介護支援事業所 一休	7	0.6%
福寿園ケアセンター	5	0.4%
ことりケアプラン	4	0.6%
ケアプランさわやか	1	0.1%
委託	1,271	
包括	661	
計	1,932	



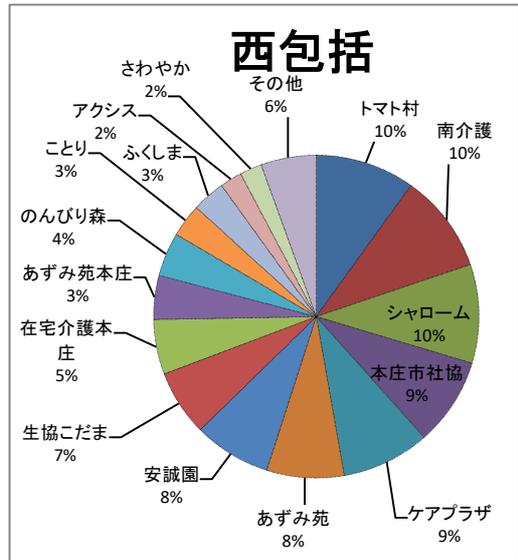
R2年度 介護予防支援等実施状況(児玉包括)

委託居宅介護支援事業所	延件数	割合
児玉居宅介護支援センター	69	12.8%
ケアサポート陽寄りの丘	54	10.1%
ひまわり児玉	47	8.8%
ケアプランゆう	32	6.0%
生協介護センターこだま	30	5.6%
むさしの居宅介護支援センター	28	5.2%
かみさと居宅介護支援事業所	28	5.2%
ハビネスケアセンター	27	5.0%
居宅介護支援事業所 ふく	25	4.7%
居宅介護支援センター「けいあい」	24	4.5%
ノエル居宅介護支援事業所	22	4.1%
ももよの丘	22	4.1%
居宅介護支援センター 彩	19	3.5%
ケアプラン四季	19	3.5%
あずみ苑 本庄	14	2.6%
在宅介護本庄居宅介護支援	14	2.6%
本庄ケアプラザ	12	2.2%
ケアプラン 心の里	12	2.2%
ケアプランセンターオアシス	12	2.2%
長岡居宅介護支援事業所	11	2.0%
介護老人保健施設鬼石	10	1.9%
しゃくなげケアプランセンター	4	0.7%
ラバン居宅介護支援事業所	2	0.4%
委託	537	
包括	851	
計	1,388	



要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介  
(西包括)

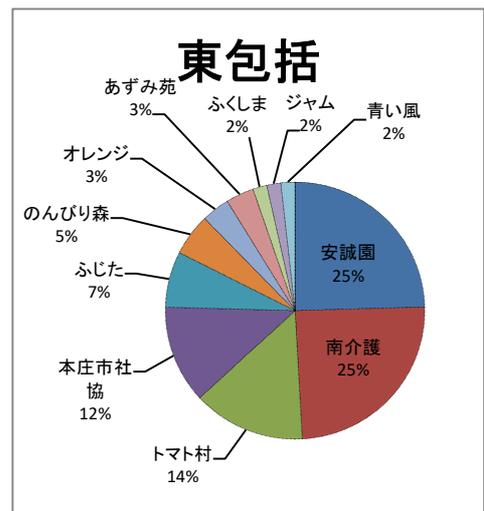
所在	指定居宅介護支援事業所	紹介件数	
		R元年度	R2年度
本庄市	トマト村	5	9
	本庄南介護支援センター	4	9
	シャローム居宅介護支援センター	2	9
	<b>本庄市社会福祉協議会ケアプランセンター</b>	<b>10</b>	<b>8</b>
	本庄ケアプラザ	2	8
	あずみ苑 本庄	6	7
	在宅介護支援センター安誠園	4	7
	在宅介護 本庄 居宅介護支援	9	5
	居宅介護支援事業所翔	2	4
	居宅介護支援事業所のんびり森	0	4
	ことりケアプラン	4	3
	居宅介護支援事業所ふくしまライフサポ	2	3
	アクシスケアプラン	0	2
	ケアプランさわやか	0	2
	ケアサポート陽寄りの丘	1	1
	けあビジョン本庄	1	0
	上里町	かみさと居宅介護支援事業所	6
生協介護センターこだま		4	6
ケアプラン 心の里		2	1
居宅介護支援センターりんどう		0	2
ハピネスケアセンター		2	1
深谷市	エンゼル居宅介護支援センター	3	0
	居宅介護支援センター てまり	1	0
美里町	居宅介護支援センター「けいあい」	3	0
<b>合 計</b>		<b>73</b>	<b>91</b>



同一法人への紹介率 (%)	13.7%	8.8%
---------------	-------	------

要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介  
(東包括)

所在	指定居宅介護支援事業所	紹介件数	
		R元年度	R2年度
本庄市	<b>在宅介護支援センター安誠園</b>	<b>18</b>	<b>14</b>
	本庄南介護支援センター	12	14
	トマト村	6	8
	本庄市社会福祉協議会ケアプランセンター	10	7
	ウェルサポートふじた	5	4
	居宅介護支援事業所のんびり森	0	3
	オレンジケアプラン	0	2
	あずみ苑 本庄	0	2
	居宅介護支援事業所ふくしまライフサポート	3	1
	ケアプランセンター ジャム	0	1
	居宅介護支援事業所青い風	0	1
	ことりケアプラン	5	0
	在宅介護本庄 居宅介護支援	2	0
	しゃくなげケアプランセンター	2	0
	ケアプラン四季	1	0
上里町	ケアプラン 心の里	1	0
<b>合 計</b>		<b>65</b>	<b>57</b>

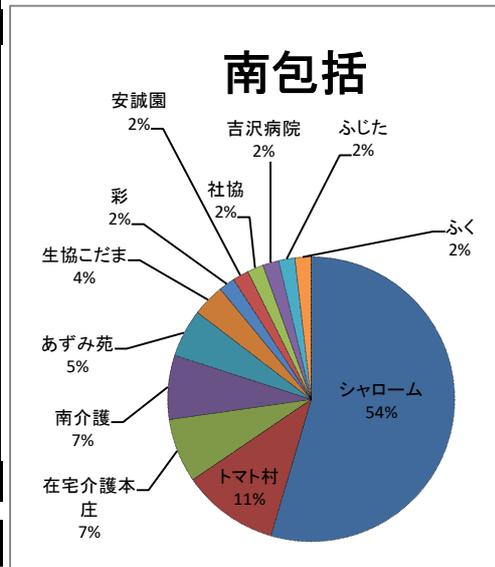


同一法人への紹介率 (%)	27.7%	24.6%
---------------	-------	-------

要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介  
(南包括)

所在	指定介護支援事業所	紹介件数	
		R元年度	R2年度
本庄市	シャローム居宅介護支援センター	21	30
	トマト村	4	6
	在宅介護本庄 居宅介護支援	4	4
	本庄南介護支援センター	2	4
	あずみ苑 本庄	8	3
	居宅介護支援センター 彩	5	1
	在宅介護支援センター安誠園	3	1
	本庄市社会福祉協議会ケアプランセンター	1	1
	吉沢病院指定介護支援センター	0	1
	ウェルサポートふじた	0	1
	しゃくなげケアプラン	1	0
	居宅介護支援事業所翔	1	0
上里町	生協介護センターこだま	2	2
	かみさと居宅介護支援事業所	1	0
	ケアプラン 心の里	1	0
藤岡市	ハピネスケアセンター	1	0
	居宅介護支援事業所 ふく	1	1
合計		37	55

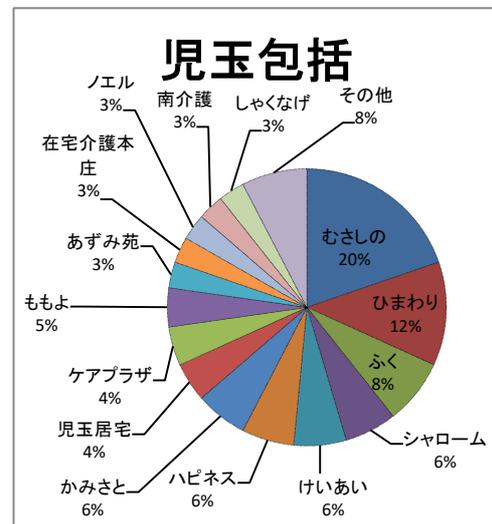
同一法人への紹介率 (%)	5.4%	54.5%
---------------	------	-------



要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介  
(児玉包括)

所在	指定居宅介護支援事業所	紹介件数	
		R元年度	R2年度
本庄市	むさしの居宅介護支援サービス	0	13
	ひまわり児玉	4	8
	シャローム居宅介護支援センター	0	4
	児玉居宅介護支援センター	9	3
	本庄ケアプラザ	2	3
	あずみ苑本庄	1	2
	在宅介護 本庄 居宅介護支援	1	2
	ノエル居宅介護支援事業所	1	2
	本庄南介護支援センター	0	2
	しゃくなげケアプランセンター	0	2
	ケアサポート陽寄りの丘	1	1
	長岡居宅介護支援事業所	0	1
	居宅介護支援センター 彩	2	0
	ケアプラン ゆう	2	0
	ケアセンターはじめ	1	0
	美里町	ももよの丘居宅介護支援事業所	1
居宅介護支援センター「けいあい」		1	4
神川町	在宅介護支援センターいずみ	0	1
	老人保健施設 かみかわ	4	0
上里町	生協介護センターこだま	4	1
	ハピネスケアセンター	1	4
藤岡市	かみさと居宅介護支援事業所	4	4
	居宅介護支援事業所 ふく	2	5
介護老人保健施設 鬼石		1	1
合計		42	66

同一法人への紹介率 (%)	21.4%	4.5%
---------------	-------	------



## 令和2年度 本庄西地域包括支援センター収支決算書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

◆収入◆				
項目	細 節	予算	決算	備考
1 委託料収入	1 地域包括支援センター運営委託料	22,500,000	22,500,000	
2 雑収入				
3 その他	利息収入	1,000	69	
	参加費収入	0	0	
<b>収入合計(A)</b>		<b>22,501,000</b>	<b>22,500,069</b>	
◆支出◆				
項目	細 節	予算	決算	備考
1 人件費	1 本俸	11,410,814	11,410,814	
	2 職員手当等	4,889,018	4,889,018	
	3 共済費	3,776,263	3,776,263	
2 管理費	1 旅費	7,680	7,680	
	2 報償費	5,000	5,000	
	3 需用費	453,166	452,235	
	4 修繕費	0	0	
	5 役務費	310,964	310,964	
	6 委託料	16,849	16,849	
	7 備品購入費	25,699	25,699	
	8 使用料及び賃借料	1,498,896	1,498,896	
	9 負担金	59,529	59,529	
	10 福利厚生費	47,122	47,122	
<b>支出合計(B)</b>		<b>22,501,000</b>	<b>22,500,069</b>	
<b>【収入合計(A)-支出合計(B)=(C)】</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	

◆収入◆				
項目	細 節	予算	決算	備考
1 介護予防支援報酬	1 国保連収入(直営)	1,810,000	1,730,210	
	2 委託分	0	11,620	
2 介護予防ケアマネジメント費	1 国保連収入(直営)	2,223,000	1,968,570	
	2 委託分	0	0	
	3 本庄市収入	96,000	80,200	
3 雑収入	3雑収入	47,000	4,400	
<b>収入合計(D)</b>		<b>4,176,000</b>	<b>3,795,000</b>	
◆支出◆				
項目	細 節	予算	決算	備考
1 人件費	1 本俸	1,926,000	1,925,422	
	2 職員手当等	1,137,000	824,957	
	3 共済費	702,000	637,194	
2 管理費	1 旅費	0	0	
	2 報償費	0	0	
	3 需用費	64,000	63,281	
	4 修繕費	0	0	
	5 役務費	53,000	52,471	
	6 委託料	17,000	16,424	
	7 備品購入費	5,000	4,336	
	8 使用料及び賃借料	253,000	252,919	
	9 負担金	11,000	10,045	
	10 福利厚生費	8,000	7,951	
<b>支出合計(E)</b>		<b>4,176,000</b>	<b>3,795,000</b>	
<b>【収入合計(D)-支出合計(E)=(F)】</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	

## 令和2年度 本庄東地域包括支援センター安誠園収支決算書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

◆ 収 入 ◆				
項 目	細 節	予 算	決 算	備 考
1 委託料収入	1 地域包括支援センター運営委託料	22,500,000	22,500,000	
2 雑収入		12,000	6,713	
3 その他	1 新型コロナ支援事業助成金	347,000	347,000	
	2 法人から受入れ	1,099,000	1,098,644	
<b>収入合計(A)</b>		<b>23,958,000</b>	<b>23,952,357</b>	
◆ 支 出 ◆				
項 目	細 節	予 算	決 算	備 考
1 人件費	1 本俸	10,977,000	10,976,764	
	2 職員手当等	6,319,000	6,318,031	
	3 共済費	2,738,000	2,737,463	
2 管理費	1 旅費	0	0	
	2 需用費	834,000	833,824	
	3 修繕費	0	0	
	4 役務費	639,000	638,793	
	5 委託料	253,000	252,244	
	6 備品購入費	0	0	
	7 使用料及び賃借料	2,123,000	2,122,108	
	8 負担金	13,000	12,073	
	9 報償費	0	0	
	10 福利厚生費	62,000	61,057	
3 返還金	1 返還金	0	0	人員配置できなかったことによる返還金
<b>支出合計(B)</b>		<b>23,958,000</b>	<b>23,952,357</b>	
<b>【収入合計(A)-支出合計(B)=(C)】</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	

◆ 収 入 ◆				
項 目	細 節	予 算	決 算	備 考
1 介護予防支援報酬	1 国保連収入(直営)	1,449,000	1,449,300	
	2 委託分	0	0	
2 介護予防ケアマネジメント費	1 国保連収入(直営)	1,633,000	1,628,080	
	2 委託分	0	0	
<b>収入合計(D)</b>		<b>3,082,000</b>	<b>3,077,380</b>	
◆ 支 出 ◆				
項 目	細 節	予 算	決 算	備 考
1 人件費	1 本俸	1,479,000	1,478,076	
	2 職員手当等	851,000	850,754	
	3 共済費	369,000	368,613	
2 管理費	1 旅費	0	0	
	2 需用費	113,000	112,279	
	3 修繕費	0	0	
	4 役務費	87,000	86,017	
	5 委託料	34,000	33,966	
	6 備品購入費	0	0	
	7 使用料及び賃借料	138,000	137,827	
	8 負担金	2,000	1,626	
	9 福利厚生費	9,000	8,222	
<b>支出合計(E)</b>		<b>3,082,000</b>	<b>3,077,380</b>	
<b>【収入合計(D)-支出合計(E)=(F)】</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	

# 令和2年度 本庄南地域包括支援センター収支決算書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

◆収入◆				
項目	細 節	予算	決算	備考
1 委託料収入	1 地域包括支援センター運営委託料	22,500,000	22,500,000	
2 雑収入			133	受取利息
3 その他	1 埼玉県コロナ対策交付金		326,000	
	2 法人からの受入		690,219	
<b>収入合計(A)</b>		<b>22,500,000</b>	<b>23,516,352</b>	
◆支出◆				
項目	細 節	予算	決算	備考
1 人件費	1 本俸	9,813,000	9,784,636	職員4. 5名
	2 職員手当等	6,445,000	6,492,213	賞与・職員諸手当
	3 共済費	3,020,000	3,146,901	退職共済・法定福利費
2 管理費	1 旅費	22,000	0	
	2 需用費	1,282,000	925,397	消耗品・印刷製本・光熱水費・車両費
	3 修繕費	72,000	236,538	
	4 役務費	905,000	1,832,119	通信運搬・手数料・保険料・保険料
	5 委託料	145,000	94,467	施設管理
	6 備品購入費	72,000	0	
	7 使用料及び賃借料	652,000	936,512	会場使用料・リース代等
	8 負担金	36,000	7,657	研修費
	9 福利厚生費	36,000	59,912	健康診断料等
3 返還金	1 返還金			人員配置できなかったことによる返還金
<b>支出合計(B)</b>		<b>22,500,000</b>	<b>23,516,352</b>	
<b>【収入合計(A)-支出合計(B)=(C)】</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	

◆収入◆				
項目	細 節	予算	決算	備考
1 介護予防支援報酬	1 国保連収入(直営)	1,820,000	1,233,420	
	2 委託分		51,720	
2 介護予防日常生活支援総合事業費	1 国保連収入(直営)	3,000,000	1,676,420	
	2 委託分			
	3 本庄市収入			
3 その他	法人からの受入		535,770	
	<b>収入合計(D)</b>		<b>4,820,000</b>	<b>3,497,330</b>
◆支出◆				
項目	細 節	予算	決算	備考
1 人件費	1 本俸	2,102,000	1,362,456	職員5名
	2 職員手当等	1,381,000	904,004	賞与・職員諸手当
	3 共済費	647,000	438,188	退職共済・法定福利費
2 管理費	1 旅費	5,000	0	
	2 需用費	274,000	128,856	消耗品・印刷製本・光熱水費・車両費
	3 修繕費	15,000	32,937	
	4 役務費	194,000	255,112	通信運搬・手数料・保険料・保守料
	5 委託料	31,000	235,964	外部事業所委託・施設管理
	6 備品購入費	15,000	0	
	7 使用料及び賃借料	140,000	130,404	会場使用料・リース代等
	8 負担金	8,000	1,066	研修費
	9 福利厚生費	8,000	8,342	健康診断料等
<b>支出合計(E)</b>		<b>4,820,000</b>	<b>3,497,330</b>	
<b>【収入合計(D)-支出合計(E)=(F)】</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	

## 令和2年度 児玉地域包括支援センター収支決算書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

◆収入◆				
項目	細 節	予算	決算	備考
1 委託料収入	1 地域包括支援センター運営委託料	22,500,000	22,500,000	
2 雑収入	受取利息配当金収入	79	78	
	雑収入(退職給付支出)	1,082,744	1,081,662	
3 その他	法人からの受入	145,248	0	
<b>収入合計(A)</b>		<b>23,728,071</b>	<b>23,581,740</b>	
◆支出◆				
項目	細 節	予算	決算	備考
1 人件費	1 本俸	13,774,080	13,637,702	基本給
	2 職員手当等	4,234,307	4,230,076	賞与、職員諸手当、時間外手当、退職給付
	3 共済費	2,866,168	2,863,303	社会保険料、法定福利費
2 管理費	1 旅費	0	0	出張旅費
	2 需用費	721,178	720,456	消耗品費、印刷製本費、光熱水費
	3 修繕費	100,559	100,458	車両等
	4 役務費	624,945	624,319	通信運搬費、広告料、手数料
	5 委託料	<b>511,735</b>	<b>511,223</b>	<b>施設管理などの委託料</b>
	6 備品購入費	89,542	89,452	事務用品費
	7 使用料及び賃借料	768,418	767,649	車両リース料、コピー機リース料
	8 負担金	128	128	研修費
	9 報償費	0	0	介護者教室
	10 福利厚生費	37,011	36,974	健康診断料
3 返還金	1 返還金	0	0	人員配置できなかったことによる返還金
<b>支出合計(B)</b>		<b>23,728,071</b>	<b>23,581,740</b>	
<b>【収入合計(A)-支出合計(B)=(C)】</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	

◆収入◆				
項目	細 節	予算	決算	備考
1 介護予防支援報酬	1 国保連収入(直営)	1,476,005	1,474,530	
	2 委託分	149,690	149,540	
2 介護予防ケアマネジメント費	1 国保連収入(直営)	1,714,874	1,713,160	
	2 委託分	73,724	73,650	
3 その他	法人からの受入	17,145	0	
<b>収入合計(D)</b>		<b>3,431,438</b>	<b>3,410,880</b>	
◆支出◆				
項目	細 節	予算	決算	備考
1 人件費	1 本俸	1,924,027	1,904,977	基本給
	2 職員手当等	456,147	455,692	賞与、職員諸手当、時間外手当
	3 共済費	414,841	414,425	社会保険料、法定福利費
2 管理費	1 旅費	0	0	出張旅費
	2 需用費	104,380	104,276	消耗品費、印刷製本費、光熱水費
	3 修繕費	14,555	14,540	車両等
	4 役務費	90,453	90,363	通信運搬費、広告料、手数料
	5 委託料	<b>297,481</b>	<b>297,183</b>	<b>施設管理などの委託料</b>
	6 備品購入費	12,960	12,947	事務用品費
	7 使用料及び賃借料	111,218	111,107	車両リース料、コピー機リース料
	8 負担金	19	18	研修費
	9 福利厚生費	5,357	5,352	健康診断料
<b>支出合計(E)</b>		<b>3,431,438</b>	<b>3,410,880</b>	
<b>【収入合計(D)-支出合計(E)=(F)】</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	

## 報告事項（２）令和３年度地域包括支援センター事業計画について

### 令和３年度 本庄西地域包括支援センター本庄市社会福祉協議会 事業計画書

#### １ 基本方針

地域で暮らす高齢者が安心してその人らしい尊厳ある生活を送っていくため、地域の特性や実情を踏まえながら、適切で効果的なサービスを切れ目なく提供していく地域包括ケアシステムの構築を目指します。地域の保健・医療・介護・福祉サービスなど様々な社会資源と連携し、多職種協働による地域支援ネットワークを構築していくため、関係機関との連携を図りながら業務に取り組んでいきます。

また、令和３年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を考慮し、事業実施の判断や、感染対策を講じたうえでの事業実施など、状況に応じて業務を行っていきます。

#### ２ 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

本庄西地域では高齢化率が高く、高齢者の単身世帯も多いため、ニーズへの迅速な対応と見守りや支え合いがお互いにできる地域づくりを目指していくため、特に次の項目について重点的に取り組みます。

##### （１）総合相談支援業務

高齢者に関する様々な相談に応じ、三職種がそれぞれの専門性を発揮しながら、個別のかつ継続的に支援していきます。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、医療や介護等様々な関係機関と連携を図りながら、よりよい支援を目指します。また、状況に応じて積極的に地域に出向き、隠れた問題やニーズを発見し、早期に対応できるよう努めます。

##### （２）包括的・継続的ケアマネジメント業務

介護支援専門員が抱える困難ケースへの支援や、地域ケア個別会議、事例検討会、研修会等を通じた介護支援専門員への個別的な支援や地域の介護支援専門員の資質向上を図っていきます。また、地域の介護支援専門員等がケアマネジメントを実践しやすい環境を整えるため、介護支援専門員同士のネットワークの充実や関係機関との連携体制の構築を市と協働しながら取り組みます。

##### （３）生活支援体制整備

生活支援コーディネーターを中心に、西愛ネットワーク（第２層協議体）において取り組んできた支え合いの活動の充実と拡大を目指します。また、地域住民からのニーズや地域ケア課題整理会議等で抽出した地域の課題等に取り組んでいくとともに、地域の支え合い体制づくりを推進していきます。

##### （４）認知症総合支援事業

認知症の人やその家族を支えるため、相談支援や支援体制を整え、相談機関としての

周知を行います。また、子どもから大人まで幅広い年齢層の地域住民へ認知症に対する理解を広めるとともに、キャラバンメイト等の関係者と連携しながら、認知症の人やその家族が安心して生活できる地域づくりを目指します。

### 3 業務推進の方針（全事業共通）

高齢者が自分らしい生活を実現していくために最善の選択ができるようあらゆる可能性を予測しながら、自己決定への支援を行います。支援にあたっては、個人情報を適切に管理し、公正、中立な立場で関係機関等と連携を図りながら対応します。また、地域包括支援センターの役割や機能を理解していただくため広報活動に努め、地域包括支援センター間の情報交換や連携も図りながら業務を行っていきます。

## 4 事業計画

### （1）包括的支援事業

#### ①総合相談支援業務

##### ア．実態把握

担当する日常生活圏域に暮らす独居高齢者及び高齢者世帯の家庭を直接訪問し、心身状況や家庭環境等、生活の実態把握を行います。隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組みます。高齢者自身による電話相談や民生委員や地域住民、関係機関による相談を通して、当事者の同意を得て訪問を行います。実態については記録し、必要に応じて電話をかけ、定期的な訪問を実施、見守りを継続します。安否確認の電話かけや訪問を効果的・効率的に行い、隠れた問題の早期発見をします。

##### イ．総合相談業務

センターは、高齢者の様々な相談に応じ、適切なサービスや機関・制度等につなぎ、継続的に支援します。相談内容によっては、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の三職種がチームとして検討を行い、予測される課題や対応方針などをそれぞれの専門性を活かした視点から検討します。

また、高齢者や家族等からの相談を待っているだけでは、隠れた問題やニーズを発見できないため、民生委員等の地域の関係者との連携のもと、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等を把握することにより、支援が必要になる高齢者や家族への予防的対応や早期対応を図ります。

##### ウ．地域ネットワーク構築業務

#### 1) 地域の社会資源やニーズの把握

地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供します。また、地域に必要な社会資源がない場合は、その創設や開発に取り組みます。

#### 2) 地域ネットワークの構築

地域における関係機関のネットワーク構築を図り、保健・医療・福祉を始めと

する適切な支援を実施します。

### 3) 地域住民への啓発活動

センターの利用促進及び適切な介護サービス利用等の普及啓発活動を行い、地域住民が必要とする情報提供を行います。また、各種会議、集会等に参加し積極的な顔つなぎ活動を行います。

### 4) 見守りネットワーク

高齢者の見守りネットワーク機能を充実させるため、地域の核となるようセンターを周知し、虐待の早期発見、見守り体制の強化充実を図ります。

### 5) 関係者会議等への出席による連携

担当する日常生活圏域内の介護保険施設の運営推進会議、民生委員の定例会に出席し関係者等との連携を図ります。

## ②権利擁護業務

### ア. 虐待防止

高齢者虐待を防止するため、介護サービス等の適切な利用促進や、民生委員等の関係機関に対して高齢者虐待防止の普及活動を行います。

### イ. 成年後見制度

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用に加え、金銭的管理、法律的行為等の支援のため成年後見制度の活用を図ります。

### ウ. 老人福祉施設等への措置に関する支援

判断能力が低下した高齢者を虐待等から保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、市担当部署との連携を図り支援します。

### エ. 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市担当部署等との連携を図り適切な対応をします。

### オ. 困難事例への対応

困難事例（重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等）を把握した場合は、実態把握のうえ各専門職が連携して対応策を検討します。

### カ. 消費者被害防止

地域団体・関係機関との連携のもと消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介します。

### ③包括的・継続的ケアマネジメント業務

#### ア. 包括的・継続的ケアマネジメントの構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。また、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう地域の連携・協力体制を整備します。

#### イ. 介護支援専門員に対する支援

##### 1) 日常的個別的指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行います。

##### 2) 事例検討会・研修会の実施

介護支援専門員の資質向上を図る観点から、関係機関と連携をとり情報提供や事例検討会、研修会を実施します。

##### 3) 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。

##### 4) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用します。

### ④介護予防ケアマネジメント業務（指定介護予防支援業務）

センターは、要支援者等に対するアセスメントを行い、自立支援の視点を踏まえた主体的かつ具体的な目標を設定し、介護サービス事業所の活用だけでなく、地域で実施している住民主体の通いの場や趣味の集まり、インフォーマルサービス等を把握したうえで、それらの活用を推進します。

また、介護予防ケアマネジメントを委託する場合には、できるだけ初回の介護予防ケアマネジメント実施時には立ち会うよう努め、適切に関与します。

### ⑤在宅医療・介護連携推進事業

センターは、地域の医療・介護の資源の把握を行い、多職種と連携して在宅医療・介護連携に関する相談支援を行い、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制づくりを推進します。また、関係者が効果的に情報共有を行うためにICTの利用を促進します。

### ⑥生活支援体制整備事業

#### ア. 生活支援・介護予防サービスの開発・発掘のための取組み

日常生活圏域（第2層）の生活支援コーディネーターを中心に、西愛（さいあい）ネットワーク（第2層協議体）メンバーと協働し、日常生活圏域のニーズや

社会資源を把握し、生活支援サービスの活用や創出等、提供体制の整備を推進します。

イ. ボランティア等の支援の担い手に対する支援

生活支援や介護予防の担い手となるボランティア等が、要支援者等に適切な生活支援や介護予防を提供し、必要時にはセンターなど必要な機関に連絡することができるよう、介護保険制度や高齢者の特徴、緊急対応について研修を実施する等、地域の実情に応じて支援します。

ウ. 地域ケア会議・既存資源、他施策の活用

地域ケア個別会議等で把握した地域ごとの課題及びニーズについて、生活支援コーディネーターと情報を連携し、地域に必要な資源を開発するなど多様な日常生活上の支援体制づくりを進めます。また、地域のアセスメントやモニタリングを行う中で、地域資源を把握し、それらを有効に組み合わせ活用します。

## ⑦ 認知症総合支援事業

ア. 認知症初期集中支援事業

看護師・保健師、作業療法士等の専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」の活動を通して、初期段階の認知症高齢者やその家族に関わり、医師の助言の下、早期診断・早期対応につなげ地域での継続した支援につなげます。

イ. 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援推進員を中心に、認知症の人に対して状態に応じた適切なサービスが提供されるよう関係機関の連携を図るための取組や、認知症ケアパスの作成（見直し）や普及、認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制の構築を推進します。定期的な認知症個別相談会や認知症カフェの開催や、認知症家族会への支援など、地域の実情やニーズに応じた事業の企画・運営を通じて認知症の人を支え、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ります。

認知症地域支援推進員研修等に参加し、認知症地域支援推進員としての知識を常に更新し、認知症初期集中支援チーム検討委員会等で知識や経験を発揮し、認知症地域支援・ケア向上検討会議で知識や経験の共有や連携を強化していきます。

また、認知症サポーターフォローアップ講座や認知症 SOS 訓練等に協力します。

ウ. 認知症サポーター養成講座

認知症の人を地域で支援する認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の人への理解を深めます。

## (2) 多職種協働による地域支援ネットワーク

介護サービスに限らず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなど様々な社会資源と連携することができる環境を整備するため、地域ケア個別会議の開催や関係機関が開催する会議等に参加するなど、様々な機会を捉えネットワークの構築に努めます。

### (3) その他

#### ①一般介護予防事業

一見元気な高齢者でも、些細な変化から生活機能が低下する例も多く、早期発見・早期対応を図るため、センターは様々な情報把握方法を確保し、支援が必要な高齢者を把握して必要なサービスにつなげます。また、普及啓発を行い、地域から情報を得やすい関係性を作ります。

現在支援の必要がない高齢者が、住民運営の通いの場で役割を担うことで、高齢者自身の介護予防につながることから、センターは通いの場が充実・持続して運営できるよう支援します。そのことが、通いの場を必要とする高齢者への支援にもなるため、地域のサービスや活動の充実、地域の互助の取組等への展開を積極的に考え、加速する高齢化に対応するまちづくりを推進します。

#### ア. 介護予防教室

地域で実施するいきいき教室や介護予防出前講座等の介護予防事業に積極的に参加し、地域において顔の見える関係を築きます。

#### イ. はにぼん筋力トレーニング教室・はにぼんお口の健康体操

高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って生活できるための居場所をつくるために、民生委員、自治会、老人クラブ、社会福祉協議会等と連携し教室の普及・充実を図ります。また、地域で活動しているサポーターへの支援としてのフォローアップ研修会やサポーター養成講座へも積極的に参加し、サポーターと円滑な連携が取れるよう、地域と顔の見える関係を築きます。

#### ②介護者教室

在宅介護を行っている方等を支援するため、実践的な介護に関する研修教室を実施します。

## 令和3年度 年間事業計画

事業	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総合相談・支援事業		相談には随時対応し、継続的な支援を行う。相談対応時間 月～金曜日8:30～17:15(土日祝日年末年始除く)※時間外は携帯電話で対応する。											
権利擁護事業	高齢者虐待	相談には随時対応し、虐待防止の啓発を行う(年1回程度、社協だよりや包括だよりに掲載)。											
	成年後見制度	相談には随時対応し、成年後見制度等の啓発を行う(年1回程度、社協だよりや包括だよりに掲載)。											
	消費者被害	相談には随時対応し、消費者被害防止の啓発を行う(年1回程度、社協だよりや包括だよりに掲載)。											
包括的・継続的マネジメント事業		介護支援専門員からの個別相談には随時対応する。本庄ケアマネ会議を各包括と連携しながら開催する。(偶数月第3木曜)											
		本庄CM会議 4/15(木)	西地域ケアサポ ート会議 5/28(金)	本庄CM会議 6/17(木)			西地域ケアサポ ート会議 9/24(金)					西地域ケアサ ポート会議 2/24(木)	
介護予防ケアマネジメント		自立に向けた介護予防ケアマネジメントを行う。											
在宅医療・介護連携推進事業		医療・介護の資源の把握、在宅医療・介護連携に関する研修、会議等への出席、相談支援を行う。											
生活支援体制整備事業	第1層		第1回会議参加	生活支援サポーター養成講座 第1層・第2層協議体研修及び交流会 第2回会議参加				第3回会議参加			第4回会議参加	生活支援サポ ータースキルアップ講 座	第5回会議参加
	第2層		第1回会議開催	第1層・第2層協議 体研修及び交流会	第2回会議開催	第3回会議開催		照若自治会まごこ ろさぼーと開始	第4回会議開催 照若自治会まごこ ろさぼーと報告会	第5回会議開催 照若自治会まごこ ろさぼーと報告会			第6回会議開催 照若自治会まごこ ろさぼーと報告会
認知症高齢者支援事業	認知症初期集中支援事業	事業について周知を行い、対象ケースがあった場合には相談する。											
	認知症カフェ 認知症個別相談会	毎月第4月曜日 13:30～15:30											
	認知症サポーター養成講座	4/26(月)	5/24(月)	6/28(月)	7/26(月)	8/23(月)	9/27(月)	10/25(月)	11/22(月)	12/27(月)	1/24(月)	2/28(月)	3/28(月)
		主催にて年1回開催。依頼があった時には随時対応する。											
				6/22(火) 商工会議所女性会							認知症サポーター 養成講座		
多職種連携による地域支援ネットワークの構築	地域ケア個別会議	毎月第3金曜日13:30～15:00 ※1月は課題整理会議											
		4/16(金)	5/21(金)	6/18(金)	7/16(金)	8/20(金)	9/17(金)	10/15(金)	11/19(金)	12/17(金)	1/21(金) 28(金)		
	関係機関との連携	民生委員定例会に必要時に出席する。											
	地域密着型サービス運営推進会議	運営推進会議に出席する。											
		ノエル本庄・リハプライド・若泉公園デイサービス・あったかほーむ下野堂・蛍ケアセンター・デイサービスセンター・ジャム											
	地域への訪問等	年1回は各サロン・筋トレ教室への訪問や活動状況の把握を行う。											
一般介護予防事業	介護予防教室	出前講座の依頼があった時には随時対応する。											
	はにとれ	筋トレリーダー研修等への参加協力・地域の筋トレ教室の立ち上げ支援、協力を行う。											
介護者教室	介護者教室						介護者教室①					介護者教室②	
指定介護予防支援業務	予防給付に関するケアマネジメント業務	自立に向けた介護予防ケアマネジメントを行う。											

## 令和3年度 本庄東地域包括支援センター安誠園 事業計画書

### 1 基本方針

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるように、地域の特徴や実情を踏まえ、地域の課題の発見に努めるとともに、地域の保健、福祉、医療の専門職、ボランティア、地域民生委員など地域を支える様々な関係者と連携を図り、地域が抱える問題の解決に取り組んでいきます。また、「公益的な機関」として公正で中立性の高い事業運営を基に、センター内では3職種（社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師等）によるチームアプローチで業務を進め、地域の社会資源との連携を図っていきます。

また、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を考慮し、事業実施の判断や、感染対策を講じたうえでの事業実施など状況に応じて業務を行っていきます。

### 2 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

本庄東地域は、市街地域と郊外地域での人口や高齢者率、単身高齢者世帯の割合などに差がありますが、集いの場等の充実や認知症・移手段等の課題は共通であり、それらを重点的に取り組んでいきます。

#### (1) 生活支援体制整備

地域ケア個別会議等で把握した課題を整理し、担当地区の現状やニーズ把握を行います。また、第2層協議体（希望とどけ隊）と協同で地域住民や関係機関への周知活動を行い、地域の新たな担い手の発掘を図るとともに、地域での移送支援実施等新たな住民活動が創出できるよう体制整備を行うとともに、第1層協議体とも連携を図っていきます。

#### (2) 認知症高齢者支援

認知症の方やその家族の支援のため、家族会や認知症カフェの開催・認知症相談日を設けていきます。また、認知症の相談窓口を増やせるよう、地域密着型施設等に働きかけていきます。認知症に関する周知・予防啓発事業としてキャラバンメイトの会と連携を図り子供や成人向けの認知症サポーター養成講座を開催します。さらに、ステップアップ講座でボランティアを養成し、活躍の場の支援をしていきます。また、認知症初期集中支援チームと連携し早期診断・早期対応に向け支援や事業の周知をしていきます。

#### (3) 地域支援ネットワーク構築

東地域の特性を量的・質的側面から分析し、課題解決に必要なネットワークを構築していきます。そのために、地域ケア会議や協議体・個別相談等から地域課

題を把握し課題解決に向け、既存のネットワークを活かしながら介護支援専門員をはじめ、保険・医療・福祉サービスやボランティア団体や地縁組織などの多職種による地域支援ネットワーク構築を図れるよう体制づくりをしていきます。

### 3 業務推進の方針（全事業共通）

地域高齢者が自分らしい暮らしを実現するため、公正かつ中立な立場を保ち、個人情報適切に取り扱い、関係法令を遵守しながら、相談者が相談しやすい環境を作るとともに、最善の選択ができるよう、より幅広い知識を積極的に学び、専門的なアプローチによる支援をしていきます。また、関係機関との連携を図るとともに会議やサロン等に参加し、地域包括支援センターを理解していただくため、積極的に広報活動に努めます。

## 4 事業計画

### (1) 包括的支援事業

#### ①総合相談支援業務

##### ア. 実態把握

担当地域に暮らす高齢者についての相談に応じ、訪問等を行い、心身状況や家庭環境等、生活の実態把握を行います。また、サロン等の集まりの場に訪問することや日常の業務の中で隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組みます。実態については記録し、必要に応じて電話をかけ、定期的な訪問を実施、見守りを継続します。安否確認の電話かけや訪問等を行い、隠れた問題の早期発見に努めます。

##### イ. 総合相談業務

高齢者の様々な相談に応じ、適切なサービスや機関・制度等につなぎ、継続的に支援します。相談内容によっては、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の三職種がチームとして検討を行い、予測される課題や対応方針などをそれぞれの専門性を活かした視点から検討します。

また、高齢者や家族等からの相談を待っているだけでは、隠れた問題やニーズを発見できないため、民生委員等の地域の関係者との連携のもと、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等を把握することにより、支援が必要になる高齢者や家族への予防的対応や早期対応を図ります。

##### ウ. 地域ネットワーク構築業務

#### 1) 地域の社会資源やニーズの把握

地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に必要な情報を提供します。また、地域に必要な社会資源がない場合は、その創設や開発に協力します。

#### 2) 地域ネットワークの構築

地域における関係機関のネットワーク構築を図り、保健・医療・福祉を始めとする適切な支援に繋がります。

### 3) 地域住民への啓発活動

センターの役割や機能の理解や、介護保険制度等の理解のため、地域のサロン等に参加し啓発活動を行い、地域住民が必要とする情報提供を行います。また、包括だよりを発行配布、各種会議、集会等に参加し啓発活動を行います。

### 4) 見守りネットワーク

高齢者の見守りネットワーク機能を充実させるため、地域の核となるようセンターを周知し、虐待等の早期発見、見守り体制の強化充実を図ります。

### 5) 関係者会議等への出席による連携

担当する日常生活圏域内の介護保険施設の運営推進会議、民生委員の定例会等に出席し関係者等との連携を図ります。

## ②権利擁護業務

### ア. 虐待防止

高齢者虐待を防止するため、介護サービス等の適切な利用促進や、住民をはじめ民生委員等の関係機関に対して高齢者虐待防止の普及啓発活動を行います。

### イ. 成年後見制度

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用に加え、金銭的管理、法律的行為等の支援のため成年後見制度の活用を図ります。

### ウ. 老人福祉施設等への措置に関する支援

判断能力が低下した高齢者を虐待等から保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、市担当部署との連携を図り支援します。

### エ. 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市担当部署等との連携を図り適切な対応をします。

### オ. 困難事例への対応

困難事例（重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等）を把握した場合は、実態把握のうえ各専門職が連携して対応策を検討します。

### カ. 消費者被害防止

地域団体・関係機関との連携のもと消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介します。

## ③包括的・継続的ケアマネジメント業務

#### ア. 包括的・継続的ケアマネジメントの構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、主任介護支援専門員と連携を取り地域の介護サービスの見える化や関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。また、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう地域の連携・協力体制を整備します。

#### イ. 介護支援専門員に対する支援

##### 1) 日常的個別的指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行います。

##### 2) 事例検討会・研修会の実施

介護支援専門員の資質向上を図る観点から、関係機関と連携をとり情報提供や事例検討会、研修会を実施します。

##### 3) 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行い、必要時地域ケア個別会議での検討もしていきます。

##### 4) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用します。

#### ④介護予防ケアマネジメント業務（指定介護予防支援業務）

要支援者等に対するアセスメントを行い、自立支援の視点を踏まえた主体的かつ具体的な目標を設定し、介護サービス事業所の活用だけでなく、地域で実施している住民主体の通いの場や趣味の集まり、インフォーマルサービス等を把握したうえで、それらの活用を推進します。

また、介護予防ケアマネジメントを委託する場合には、できるだけ初回の介護予防ケアマネジメント実施時や担当者会議等に立ち会うよう努め、助言等をしていきます。

#### ⑤在宅医療・介護連携推進事業

地域の医療・介護の資源の把握を行い、多職種と連携して在宅医療・介護連携に関する相談支援を行い、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供されるよう入退院支援を中心に体制づくりを推進します。また、関係者が効果的に情報共有を行うためにICTの利用を促進します。

#### ⑥生活支援体制整備事業

##### ア. 生活支援・介護予防サービスの開発・発掘のための取組み

日常生活圏域（第2層）の協議体と共に、地域課題やニーズ把握を行います。

また、協議体活動を地域住民や関係機関に周知を図り新たな担い手を発掘し、住民主体の生活支援等サービスの創出に取り組みます。

イ. ボランティア等の支援の担い手に対する支援

生活支援や介護予防の担い手となるボランティア等が、要支援者等に適切な生活支援や介護予防を提供できるよう支援をします。必要時には、センターなどの必要な機関に連絡するなどの対応ができるよう、普段から連携や顔の見える関係を作っていきます。

ウ. 地域ケア会議・既存資源、他施策の活用

地域ケア個別会議等で把握した地域ごとの課題及びニーズについて、生活支援コーディネーターと情報を連携し、地域に必要な資源を開発するなど多様な日常生活上の支援体制づくりを進めます。また、地域のアセスメントやモニタリングを行う中で、地域資源を把握し、それらを有効に組み合わせ活用します。

⑦認知症総合支援事業

ア. 認知症初期集中支援事業

医療・福祉の専門職と認知症サポーター医からなる「認知症初期集中支援チーム」の活動を通して、初期段階の認知症高齢者やその家族に関わり、医師の助言の下、早期診断・早期対応につなげ地域での継続した支援につなげます。

イ. 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人に対して状態に応じた適切なサービスが提供されるよう関係機関の連携を図るための取組や、認知症ケアパスの普及を図っていきます。認知症の人とその家族を支援するために定期的に家族会や認知症個別相談会、認知症カフェを開催していきます。今後も地域の実情やニーズに応じた事業の企画・運営を通じて認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ります。

認知症地域支援推進員研修等に参加し、認知症地域支援推進員としての知識の向上に努め、認知症初期集中支援チーム検討委員会や認知症地域支援・ケア向上検討会議で地域の認知症高齢者への支援について検討していきます。

ウ. 認知症サポーター養成講座

キャラバンメイトの方々と連携し、認知症の人を地域で支援する認知症サポーター養成講座を計画実施し、幼児・小中学生や地域住民等が認知症の人への理解を深められるよう支援をします。

(2) 多職種協働による地域支援ネットワーク

介護サービスに限らず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなど様々な社会資源と連携することができる環境を整備するため、地域ケア個別会議の開催や関係機関が開催する会議等に参加するなど、様々な機会を捉えネットワークの構築に努めます。

### (3) その他

#### ①一般介護予防事業

一見元気な高齢者でも、些細な変化から生活機能が低下する例も多く、早期発見・早期対応を図るため、センターは様々な情報把握方法を確保し、支援が必要な高齢者を把握して必要なサービスにつなげます。また、普及啓発を行い、地域から情報を得やすい関係性を作ります。

現在支援の必要がない高齢者が、住民運営の通いの場で役割を担うことで、高齢者自身の介護予防につながることから、センターは通いの場が充実・持続して運営できるよう支援します。そのことが、通いの場を必要とする高齢者への支援にもなるため、地域のサービスや活動の充実、地域の互助の取組等への展開を考え、加速する高齢化に対応するまちづくりを推進します。

#### ア. 介護予防教室

地域で実施する筋力アップ教室やいきいき教室・あたまとからだの健康教室・介護予防出前講座等の介護予防事業に参加し、地域において顔の見える関係を築きます。

#### イ. はにぼん筋力トレーニング教室・はにぼんお口の健康体操

高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って生活できるための居場所をつくるために、民生委員、自治会、老人クラブ、社会福祉協議会等と連携し教室の普及・充実を図ります。また、地域で活動しているサポーターへの支援としてのフォローアップ研修会やサポーター養成講座へも参加し、サポーターと円滑な連携が取れるよう、地域と顔の見える関係を築きます。

#### ②介護者教室

在宅介護を行っている方等を支援するため、介護に関する研修教室を開催します。

## 令和3年度 年間事業計画

事業	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総合相談・支援事業		年間を通し、電話や訪問等により相談を受け、必要に応じて継続的に支援していく。また、相談窓口としての周知をしていく。											
権利擁護事業	高齢者虐待	通報・相談に応じ、迅速に対応する。市と連携・協議しながら対応を検討していく。また、虐待防止の啓発をしていく。											
	成年後見制度	相談には随時対応する。また、相談の中で、必要に応じて制度の説明や、手続きの支援をする。											
	消費者被害	年間を通じ、相談があった際には対応し、訪問や教室開催の際など、啓発をしていく。											
包括的・継続的マネジメント事業		本庄市ケアマネジャー連絡会研修等の参加。その他年間を通し、各ケアマネからの相談に応じる。主任ケアマネと共に環境整備をしていく。											
		4包括持ち回りで、偶数月に研修などを開催。	奇数月に圏域での交流会などを3回開催。		7/15 圏域			10/21 本庄ケアマネ会議	11/18 圏域	12/16 本庄ケアマネ会議			3/17 圏域
介護予防ケアマネジメント		要支援者および対象者が、地域で自立した生活を送るため、適切なサービスを受けられるよう、アセスメントに基づいた計画を作成し、評価・モニタリングを行う。											
在宅医療・介護連携推進事業		介護支援専門員や家族・本人等からの相談に応じ、在宅医療連携拠点や在宅歯科医療推進窓口地域拠点へ繋げていく。各会議や研修に参加し、医療と介護の連携に努める。その他、地域資源を把握し、共有する。											
生活支援体制整備事業		第一層への参加と、自治会や老人会などと連携し、地域資源の把握やマップ作り、地域課題の発掘・共有をし、あったらいいなの創設を支援していく。											
認知症高齢者支援事業	認知症初期集中支援事業	対象と思われるケースに対し、支援を要請。チームに参加する。											
	認知症個別相談会	4/21・22	5/27	6/16・24	7/29	8/18・26	9/30	10/20・28	11/25	12/15・23	1/27	2/16・24	3/31
	認知症カフェ	オレンジカフェ本庄東：包括安誠園、多目的ホールにて、毎月最終木曜日開催予定。											
		4/22	5/27	6/24	7/29	8/26	9/30	10/28	11/25	12/23	1/27	2/24	3/31
		オレンジカフェにて：本庄仁手公民館にて、偶数月第3水開催予定で、本庄仁手公民館と共催。											
認知症サポーター養成講座	4/21		6/16		8/18		10/20		12/15		2/16		
多職種連携による地域支援ネットワークの構築	地域ケア個別会議	4/2	5/7	6/4	7/2	8/6	9/3	10/1	11/5	12/3	課題整理会議		
	関係機関との連携	毎月、市と各包括との連絡会議に参加。その他、行政機関・サービス事業所・医療機関等との関係づくりを行う。											
		民生委員定例会に必要時参加し、民生委員と連携を取る。											
	地域密着型サービス運営推進会議		やまぶき・元氣村・愛の家		やまぶき・元氣村・愛の家		ファミリーエイド・アイル・スペースゆう・メープル・GEN KI NEXT・蛍ヶアセンター		やまぶき・元氣村・愛の家		やまぶき・元氣村・愛の家		ファミリーエイド・アイル・スペースゆう・メープル・GEN KI NEXT・蛍ヶアセンター
	地域への訪問等	包括だよりの配布や必要に応じて、サロンや自治会等の集まりに参加する。											
一般介護予防事業	介護予防教室	出前講座等に参加し、その他必要に応じ、教室を開催していく。											
	はにとれ	筋トレリーダー研修や、サポーター養成講座への参加・立ち上げ支援等を行う。また、担当地区の教室の出前講座などの支援を行う。											
介護者教室	介護者教室				7/14 腰痛体操								
指定介護予防支援業務	予防給付に関するケアマネジメント業務	要支援者が適切なサービスを受けられるよう、アセスメントに基づいた計画を作成し、評価・モニタリングを行う。											

## 1 基本方針

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保持したその人らしい生活を継続できるよう地域包括ケアシステムの中核的役割を担い、『医療・介護・予防・住まい・生活支援』が切れ目なく提供されるように尽力し、高齢者の一人ひとりが健康を保持し生活を安定させ生きがいを持ち続けて生活が出来るように支援をします。

ア) 相談者へは懇切丁寧に対応し、訪問による実態把握を基本とし課題を明確にして、必要である支援や制度に繋げるように努めます。

イ) 地域の医療と介護の連携を図り、地域資源を活用しながら円滑かつ切れ目のなく一体的な支援が受けられるように努めます。

ウ) 介護予防への意識向上のための、様々な地域住民活動等へ参加する取り組みを推進し市民啓発に取り組み、誰もが参加の機会を得られる社会づくりに努めます。

エ) 単身高齢者等が増加する中、認知症または精神上的理由により日常生活上の判断が困難になっても、人権や財産等の権利が守られるよう努めます。

オ) 生活支援コーディネーターと連携し第2層協議体を中心に体制整備の推進を図り誰もが参加の機会を得られる社会や支え合う地域共生社会の実現に努めます。

また、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を考慮し、事業実施の判断や、感染対策を講じたうえでの事業実施など状況に応じて業務を行っていきます。

## 2 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

もっとも高齢者人口が多い地域であるため総合相談業務の体制の充実を図り、医療・介護・保健および関係者との更なる連携体制の構築を目指します。事業対象者には介護予防ケアマネジメント支援が円滑に実施され「自立支援・重度化防止」に向けた取り組みを行い、住民には地域サロン等へ出向きセルフマネジメントを活用した介護予防への周知と実態把握を行います。地域課題には地域ケア課題整理会議にて優先して解決すべき課題として検討した内容を踏まえ第2層協議体を中心に民生委員や自治会、ボランティア団体、子育て世代や学校と連携し課題解決を行うよう努めます。

ア) 地域の繋がりを大切にして共に見守り支え合いながら安心して暮らせるために、誰もが参加できる様々な生活支援のサービスの創出や担い手の充実を図り共助社会実現に向けた活動を周知促進し協議体を中心に民生委員や自治会、ボランティア等との連携にも努めます。

イ) 単身及び高齢者世帯が増加するなかでも自身の意志と能力に応じて暮らし続けるために、介護予防事業への参加促進や移動支援等の地域資源の活用を促すことで自助努力を最大限に活かし自立した生活を継続できるように努めます。

- ウ) 認知症高齢者や家族には認知症推進員を中心に状態に応じた適切なサービスの提供されるように関係機関との連携に努め、安心して暮らせる地域づくりとして認知症カフェやサポーター養成講座の開催、認知症ケアパス等の周知に努めます。
- エ) 圏域でのネットワーク会議を定期的に行い多職種連携を推進し地域密着型サービス運営推進会や様々な社会資源活動の場に参加し、地域の実情把握と各関係機関との顔の見える関係を構築することで更なる円滑な支援を目指し、この場所で暮らし続けることが出来るよう努めます。

### 3 業務推進の方針（全事業共通）

個人情報取り扱いについて十分に配慮し公正かつ中立な立場で、訪問による実態把握を基本姿勢とし、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の三職種が常に専門性の向上を図りながら協働で業務を遂行し、各関係者等と連携しながら迅速でかつ適切な課題解決を目指し『地域包括ケアシステム』の深化と地域共生社会の実現に向けての中核的な機関となるよう努力します。

## 4 事業計画

### (1) 包括的支援事業

#### ①総合相談支援業務

##### ア. 実態把握

独居高齢者及び高齢者世帯の家庭を直接訪問し、心身状況や家庭環境等、生活の実態把握を行い、隠れた問題やニーズを発見し早期対応できるように取り組みます。また高齢者自身や家族からの電話相談や民生委員や地域住民、関係機関による相談は当事者の同意を得て訪問を行います。実態把握については記録を残し、必要な高齢者には定期的な電話や訪問で見守りを継続します。また支援に繋がらない高齢者等に対しても関係機関と協働しながら支援を継続し問題解決や適切な機関や制度に繋げる努力をします。

##### イ. 総合相談業務

センターは、高齢者の様々な相談に応じ、適切なサービスや機関・制度等につなぎ、継続的に支援します。相談内容によっては、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の三職種がチームとして検討を行い、予測される課題や対応方針などをそれぞれの専門性を活かした視点から検討をします。

また、高齢者や家族等からの相談を待っているだけでは、隠れた問題やニーズを発見できないため、民生委員等の地域の関係者との連携のもと、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等を把握することにより、支援が必要になる高齢者や家族への予防的対応や早期対応を図ります。

#### ウ. 地域ネットワーク構築業務

##### 1) 地域の社会資源やニーズの把握

地域ケア会議や実態把握等を通じて地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供します。また、地域に必要な社会資源がない場合は、その創設や開発に取り組みます。

##### 2) 地域ネットワークの構築

医療・介護等の専門職及び、民生委員や自治会等の地域関係者から構成される地域ケア会議を開催します。また民生委員や住民主体の場、多職種が参加する会議に参加し連携強化を図ります。

##### 3) 地域住民への啓発活動

センターの周知や制度の各制度の説明または適切な介護サービス利用等の普及啓発活動を行い、地域住民が必要とする情報提供を行います。また、各種会議、集会等に参加し積極的な顔の見える関係づくりを行います。

##### 4) 見守りネットワーク

高齢者の見守りネットワーク機能を充実させるため、常にセンターの周知を図り関係機関や住民と協力して虐待の早期発見、見守り体制の強化充実を図ります。

##### 5) 関係者会議等への出席による連携

在宅医療・介護連携推進会議や地域密着型サービスの運営推進会議、民生委員の定例会等に参加し関係者との連携を図ります。

#### ②権利擁護業務

##### ア. 虐待防止

高齢者虐待を防止するため、介護サービス等の適切な利用促進や、民生委員等の関係機関に対して高齢者虐待防止の普及啓発活動を行います。

##### イ. 成年後見制度

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用に加え、金銭的管理、法的行為等の支援のため成年後見制度の活用を図ります。

##### ウ. 老人福祉施設等への措置に関する支援

判断能力が低下した高齢者を虐待等から保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、市担当部署との連携を図り支援します。

##### エ. 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市担当部署等との連携を図り適切な対応をします。

##### オ. 困難事例への対応

困難事例（多重課題、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等）を把握

した場合は、実態把握のうえ各専門職と連携して対応策を講じます。また必要であれば地域ケア個別会議にて検討します。

#### カ. 消費者被害防止

地域団体・関係機関との連携のもと消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援をするとともに、被害の回復のために関係機関を紹介し必要な手続きを支援します。また被害の拡大防止のため警察へ報告します。

### ③包括的・継続的ケアマネジメント業務

#### ア. 包括的・継続的ケアマネジメントの構築

施設・在宅を通じた地域において包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員がその役割を果たし質の高いケアマネジメントが実現できるよう関係機関との連携し易く、介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう地域の連携・協力体制を整備します。

#### イ. 介護支援専門員に対する支援

##### 1) 日常的個別的指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導やケアプラン作成についての相談を行います。

##### 2) 事例検討会・研修会の実施

介護支援専門員の資質向上を図る観点から、関係機関と連携をとり情報提供や事例検討会、研修会を実施します。

##### 3) 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、期間を定め指導助言等を行います。

##### 4) 地域における主任介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、主任介護支援専門員と協働で専門職向けの社会資源マップを作成します。またネットワーク構築にも引き続き努めます。

### ④介護予防ケアマネジメント業務（指定介護予防支援業務）

要支援者等に対するアセスメントを行い、自立支援の視点を踏まえた主体的かつ具体的な目標を設定し、介護サービス事業所の活用だけでなく、地域で実施している住民主体の通いの場や趣味の集まり、インフォーマルサービス等を把握したうえで、それらの活用を推進します。また、介護予防ケアマネジメントを委託する場合には、できるだけ初回の介護予防ケアマネジメント実施時には立ち会うよう努め、適切に関与します。

### ⑤在宅医療・介護連携推進事業

地域の医療・介護の資源の把握を行い、多職種と連携して在宅医療・介護連携に関する相談支援を行い、研修会等にも積極的に参加し切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制づくりを推進します。また、入退院時に医療と介護が切れ目なく続けられるよう入退院調整ルールを活用や関係者が効果的に情報共有を行うためにICTの利用を促進します。

#### ⑥生活支援体制整備事業

##### ア 生活支援・介護予防サービスの開発・発掘のための取組み

日常生活圏域（第2層）の生活支援コーディネーターを中心に第2層協議体が、多様な主体による多様な取組のコーディネート業務を実施することにより、生活支援等サービスの提供体制整備を推進します。

また、今までに把握している住民活動はもとより、新たなサービスの担い手となる多様な機関や関係機関と協議体を組織し、生活支援等サービスの創出や充実に取り組みます。

##### イ ボランティア等の支援の担い手に対する支援

生活支援や介護予防の担い手となるボランティア等が、要支援者等に適切な生活支援や介護予防を提供し、必要時にはセンターなど必要な機関に連絡することができるよう介護保険制度や高齢者の特徴、緊急対応について研修を実施する等、地域の実情に応じて支援します。

##### ウ 地域ケア会議・既存資源、他施策の活用

地域ケア個別会議等で把握した地域ごとの課題及びニーズについて、地域ケア課題整理会議等を通じて生活支援コーディネーターと情報を連携し、第2層協議体を中心に地域に必要な資源を開発するなど多様な日常生活上の支援体制づくりを進めます。また、地域のアセスメントやモニタリングを行う中で、地域資源を把握し、それらを有効に組み合わせ活用します。

#### ⑦認知症総合支援事業

##### ア 認知症初期集中支援事業

看護師・保健師、作業療法士等の専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」の活動を通して、初期段階の認知症高齢者やその家族に関わり、医師の助言の下、早期診断・早期対応につなげ地域での継続した支援につなげます。

##### イ 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人に対して状態に応じた適切なサービスが提供されるよう関係機関の連携を図るための取り組みや、認知症ケアパスの見直しや普及、認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制の構築を推進します。定期的に認知症カフェを開催して認知症の相談を受ける窓口を構築しながら、地域の実情やニーズに応じた事業の企画・運営を通じて認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ります。

また、認知症地域支援推進員研修等に参加し、認知症地域支援推進員としての知識を常に更新し、認知症初期集中支援チーム検討委員会等で知識や経験を発揮し、認知症地域支援・ケア向上検討会議で知識や経験の共有や連携を強化していきます。

##### ウ 認知症サポーター養成講座

認知症キャラバン・メイトは、認知症の人を地域で支援する認知症サポーター養成講座を積極的に実施し、認知症の人への理解を深めます。また定期的な会議に出席して知識向上に努めます。

#### エ 認知症サポーターステップアップ講座

認知症の人の地域支援体制の充実と認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのために、従来の認知症サポーターからステップアップした地域で活動できるサポーターの育成に努めます。また地域ぐるみで認知症への理解を深めるため認知症高齢者 SOS 模擬訓練等を通じて対応を学ぶように努めます。

#### オ 認知症家族会の会本庄

認知症の方を介護する家族が集まり、思いを語り合う会を支援するように努めます。

### (2) 多職種協働による地域支援ネットワーク

介護サービスに限らず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなど様々な社会資源と連携することができる環境を整備するため、地域ケア個別会議の開催や関係機関が開催する会議等に参加するなど、様々な機会を捉えネットワークの構築に努めます。

### (3) その他

#### ①一般介護予防事業

一見元気な高齢者でも、些細な変化から生活機能が低下する例も多く、早期発見・早期対応を図るため、様々な情報把握方法を確保し、支援が必要な高齢者を把握して必要なサービスにつなげます。また、普及啓発を通じて、地域から情報を得やすい関係性を作ります。

現在支援の必要がない高齢者が、住民運営の通いの場で役割を担うことで、高齢者自身の介護予防につながることから、更なる住民主体の通いの場がより一層充実かつ持続して運営できるよう生活支援コーディネーターを中心として支援します。また、それにより通いの場を必要とする高齢者への支援にもなるため、地域のサービスや活動の充実地域の互助の取組等への展開を積極的に考え、加速する高齢化に対応するまちづくりを推進します。

#### ア 介護予防教室

地域で実施する介護予防教室や介護予防出前講座等の介護予防事業に積極的に参加し介護予防の意識向上、地域において顔の見える関係を築きます。

#### イ はにぼん筋力トレーニング教室・はにぼんお口の健康体操

高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って生活できるための居場所を作るために民生委員、自治会、老人クラブ、社会福祉協議会等と連携し教室の普及・充実を図ります。また、地域で活動しているサポーターへの支援としてのフォローアップ研修会へも参加しサポーターと円滑な連携取れ、活動機会の創設など地域と顔の見える関係を築きます。

#### ②介護者教室

在宅介護を行っている方等を支援するため、実践的な介護に関する研修教室を年に2回実施します。

# 令和3年度 年間事業計画

事業	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総合相談・支援事業		訪問を基本として電話または来所にて実態把握、研修会等への参加、住民への周知活動 平日8時30分～17時15分、時間外及び休日は電話にて対応											
権利擁護事業	高齢者虐待	高齢者虐待防止ネットワーク会議、コア会議、研修会等への参加、地域住民及び介護事業所への周知活動 平日8時30分～17時15分、時間外及び休日は電話にて対応											
	成年後見制度	研修会等への参加、地域住民への普及啓発活動 平日8時30分～17時15分、時間外及び休日は電話にて対応											
	消費者被害	研修会等への参加、地域住民への対策活動 平日8時30分～17時15分、時間外及び休日は電話にて対応											
包括的・継続的ケアマネジメント事業	生活圏ネットワーク会議		13日				9日		11日		13日		10日
		同行訪問・サービス調整及び計画作成支援・困難事例対応等、ケアマネ支援会議(偶数月の第3木曜日、4包括合同8月南包括主催)、地域ケア個別会議開催(随時)、ケアマネ向け社会資源マップ作成 平日8時30分～17時15分、時間外及び休日は電話にて対応											
指定介護予防支援事業	予防給付に関するケアマネジメント業務	介護予防支援・日常生活支援総合事業の周知活動、会議、勉強会への参加、委託先事業所への研修周知 平日8時30分～17時15分、時間外及び休日は電話にて対応											
在宅医療・介護連携推進事業		会議・研修会の参加、普及啓発活動、入退院調整ルールアンケート集計と分析 平日8時30分～17時15分、時間外及び休日は電話にて対応											
	本州市児玉郡在宅医療推進会議	推進会議の参加											
生活支援体制整備事業	生活体整備の充実	第1層協議体会議に参加(5月・7月・10月・1月・3月)											
	関係機関・住民組織との連携		27日			26日			25日			24日	
	担い手の充実・サービスの開発	第2層SC・協議体の活動周知・支え合い意識向上及び勉強会 / 課題整理会議で把握された課題と取り組みの検討 / ボランティア養成 / サポーターフォローアップ研修											
	第2層協議体生活支援	四季の里移動支援(第2・4週の木曜日) 栗崎移動支援(再開への調整)											
認知症高齢者支援事業	認知症初期集中支援事業	初期集中支援検討委員会(3回/年)、研修会への参加、周知活動											
	認知症推進委員会	19日	17日	21日	19日	16日	13日	18日	15日	20日	17日	21日	21日
	認知症家族の会	28日	26日	23日	28日	25日	22日	27日	24日	22日	26日	16日	23日
	認知症カフェ(個別相談会)	12日・14日	10日・12日	9日・14日	12日・14日	9日・11日	8日・13日	13日・18日	8日・10日	8日・13日	12日・17日	9日・14日	9日・14日
	認知症サポーター養成講座	圏域内の教育機関および団体等から依頼があれば開催											
	認知症サポーターズテップアップ養成講座	会議および開催時に協力											
キャラバンメイトの会	8日	13日	10日	8日	12日	9日	14日	11日	9日	13日	10日	10日	
認知症サポーター情報交換会	22日			15日			28日			27日			
多職種連携による地域支援ネットワークの構築	地域ケア個別・課題整理会議	27日	25日	22日	20日	24日	28日	26日	16日	21日	25日		
	関係機関との連携	9日	6日	3日	1日		2日	7日	4日	2日	6日	3日	3日
	地域密着型サービス運営推進会議	地域密着ケアハウス・特養 小規模多機能型居宅支援	認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅支援	地域密着ケアハウス・特養 地域密着デイ	認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅支援								
	地域への訪問等	担当地区のサロン及び筋カトレーニング教室への参加、民生委員同行訪問、自治会等主催の会議や活動への参加、ボランティア団体等への協力											
一般介護予防事業	介護予防教室	介護予防出前講座への参加他											
	はにとれ	筋カトレーニング教室の推進及びリーダーフォローアップ研修参加他											
	はにほんお口の健康体操	健康教室への参加と事業周知											
介護者教室	介護者教室				7日							2日	
その他		地域包括支援センター連絡会議(第3週の火曜日)											

# 令和3年度 児玉地域包括支援センター事業計画書

## 1 基本方針

- ・児玉地域の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、保健・福祉・医療・介護・自治会・民生委員・ボランティア等と連携を図ることで、高齢者の実態や地域の課題を把握し社会資源の開発に努め、高齢者が自立して生活できる地域づくり・みんなが暮らしやすい街づくりに努めます。また、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を考慮し、事業実施の判断や、感染対策を講じたうえでの事業実施など状況に応じて業務を行っていきます。

## 2 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

- ・児玉地域は、児玉駅を中心とする市街地とその周辺に広がる郊外地、地域の南部に位置する山間地からなり、山間地では特に過疎化が進んでおり、児玉地域全体としての高齢化率や単身高齢者も多くなってきているため、保健・福祉・医療等と連携を図り地域住民の主体性を尊重しながら、児玉地域が暮らしやすい地域となるよう努めます。
- ・地域の高齢者や家族が気軽に相談できる体制を構築できるよう引き続き、定期的にチラシ(児玉包括だより)の作成やパンフレットを活用し、地域包括支援センターの周知に努めます。
- ・生活支援体制整備事業と協働し計画的に地域のサロンに参加させていただき、活動内容等確認された情報をまとめ、各サロンのチラシの作成等、参加者や運営者を増やし持続性のあるサロン活動となるよう支援に努めます。また、サロンとクラブ等を結び、クラブ等の活動内容の発表や出張講座等の開催。地域住民が趣味や特技、地域の特性を活かしたサロンの開催となるよう支援に努めます。
- ・児玉地域全域でサロンが開催できるよう、サロン開催地域の方にご協力いただきサロン未開催地域の方に対し、サロンの見学や活動内容等の情報提供を行うなどサロン開催に向けた支援に努めます。また、自治会単位ではなく、小さな単位(自分の足で通える範囲)でのサロンの開催に向けた支援ができるよう努めます。
- ・自治会や民生委員、商店、配達員、サービス事業所等の連携を強化。顔の見える関係づくりや勉強会等を行うことで相談しやすい環境や見守り体制等の強化に努め、地域活動等に参加できていない高齢者等の把握に努めます。
- ・認知症高齢者の増加が予測されるため、認知症サポーター養成講座の開催に向けた案内用チラシを作成し、認知症サポーター養成講座の周知を図り、各地域やサロンでの認知症サポーター養成講座を開催することにより、地域住民に認知症に対する理解を求め、地域全体で支え合いながら、認知症になっても安心して在宅生活を送ることができるよう努めます。

- ・地域の高齢者が目標や意欲を持って介護予防に取り組み、住み慣れた地域で自立した在宅生活を送ることができるよう、セルフマネジメントの講話やはにぼんトレーニング、はにぼんチャレンジの周知や参加を促し、楽しみを持ちながら自助努力ができるよう努めます。
- ・新型コロナウイルス感染症により、感染に対する恐怖や不安から、地域活動等も自粛傾向が見られています。自粛生活による健康被害も心配されるため、新型コロナウイルス感染症に対する正しい理解や知識をチラシの作成等により周知を図り、感染予防対策を十分に行った中での地域活動等が開催できるよう努めます。
- ・独居高齢者等の食事、栄養面からの健康不安が懸念されます。孤食を防ぐ取り組みや栄養について学んでいただく機会、栄養相談会の開催、栄養バランスが把握できるシートの作成等を検討し地域住民に食事の大切さについて理解を深めていただけるよう努めます。

### 3 業務推進の方針（全事業共通）

- ・地域で暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を送るため、地域の方と顔の見える関係を構築し、地域の方や各種機関と連携して高齢者になっても安心して生活していくことのできる地域となるよう努めます。そのために、地域包括支援センターの広報活動を行うとともに、各専門職としてのスキルや地域包括職員としての資質向上を図ることにより、高齢者の自己決定の尊重、公正・中立を旨とした高齢者支援に努めます。

## 4 事業計画

### （1）包括的支援事業

#### ①総合相談支援業務

##### ア．実態把握

担当する日常生活圏域に暮らす独居高齢者及び高齢者世帯の家庭を直接訪問し、心身状況や家庭環境等、生活の実態把握に努めます。隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組みます。高齢者自身による電話相談や民生委員や地域住民、関係機関による相談をとおして、当事者の同意を得て訪問を行います。実態については記録し、必要に応じて電話をかけ、定期的な訪問、見守りを継続します。安否確認の電話かけや訪問を効果的・効率的に行い、隠れた問題の早期発見に努めます。

##### イ．総合相談業務

センターは、高齢者の様々な相談に応じ、適切なサービスや機関・制度等につなぎ、継続的に支援します。相談内容によっては、社会福祉士、看護師、主任介護支援専門員等の三職種がチームとして検討を行い、予測される課題や対応方針などをそれぞれの専門性を活かした視点から検討します。

また、高齢者や家族等からの相談を待っているだけでは、隠れた問題やニーズを発見できないため、民生委員等の地域の関係者との連携のもと、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等を把握することにより、支援が必要になる高齢者や家族への予防的対応や早期対応に努めます。

#### ウ. 地域ネットワーク構築業務

##### 1) 地域の社会資源やニーズの把握

地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供します。また、地域に必要な社会資源がない場合は、その創設や開発に努めます。

##### 2) 地域ネットワークの構築

地域における関係機関のネットワーク構築を図り、保健・医療・福祉を始めとする適切な支援を実施します。

##### 3) 地域住民への啓発活動

センターの利用促進及び適切な介護サービス利用等の普及啓発活動を行い、地域住民が必要とする情報提供を行います。また、各種会議、集会等に参加し積極的な顔つなぎ活動を行います。

##### 4) 見守りネットワーク

高齢者の見守りネットワーク機能を充実させるため、地域の核となるようセンターを周知し、虐待の早期発見、見守り体制の強化充実に努めます。

##### 5) 関係者会議等への出席による連携

旧児玉域内の介護保険施設の運営推進会議、民生委員の定例会に出席し関係者等との連携を図ります。

## ②権利擁護業務

### ア. 虐待防止

高齢者虐待を防止するため、介護サービス等の適切な利用促進や、民生委員等の関係機関に対して高齢者虐待防止の普及活動を行います。

### イ. 成年後見制度

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用に加え、金銭的管理、法律的行為等の支援のため成年後見制度の活用を図ります。

### ウ. 老人福祉施設等への措置に関する支援

判断能力が低下した高齢者を虐待等から保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、市担当部署との連携を図り支援します。

### エ. 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市担当部署等との連携を図り適切な対応をします。

### オ. 困難事例への対応

困難事例（重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等）を

把握した場合は、実態把握のうえ各専門職が連携して対応策を検討します。

#### カ. 消費者被害防止

地域団体・関係機関との連携のもと消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介します。

### ③包括的・継続的ケアマネジメント業務

#### ア. 包括的・継続的ケアマネジメントの構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。また、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう地域の連携・協力体制の整備に努めます。

#### イ. 介護支援専門員に対する支援

##### 1) 日常的個別的指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行います。

##### 2) 環境整備

主任介護支援専門員と協働し地域課題に対しどう対応していくのかを検討していきます。

##### 3) 事例検討会・研修会の実施

介護支援専門員の資質向上を図る観点から、関係機関と連携をとり情報提供や事例検討会、研修会を実施します。

##### 4) 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。

##### 5) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用します。

### ④介護予防ケアマネジメント業務（指定介護予防支援業務）

要支援者等に対するアセスメントを行い、自立支援の視点を踏まえた主体的かつ具体的な目標を設定し、介護サービス事業所の活用だけでなく、地域で実施している住民主体の通いの場や趣味の集まり、インフォーマルサービス等を把握したうえで、それらの活用を推進します。

また、委託する介護予防ケアマネジメントには、できる限り初回の介護予防ケアマネジメント実施時には立ち会うよう努め、適切に関与します。

#### ⑤在宅医療・介護連携推進事業

センターは、地域の医療・介護の資源の把握を行い、多職種と連携して在宅医療・介護連携に関する相談支援を行い、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制づくりを推進します。また、関係者が効果的に情報共有を行うためにICTの利用を促進します。

#### ⑥生活支援体制整備事業

ア. 生活支援・介護予防サービスの開発・発掘のための取組み

日常生活圏域（第2層）の生活支援コーディネーターを選任し、多様な主体による多様な取組のコーディネート業務を実施することにより、生活支援等サービスの提供体制の整備を推進します。

また、今までに把握している住民活動はもとより、新たなサービスの担い手となる多様な機関や関係機関と協議体を組織し、生活支援等サービスの創出や充実に取り組みます。

イ. ボランティア等の支援の担い手に対する支援

生活支援や介護予防の担い手となるボランティア等が、要支援者等に適切な生活支援や介護予防を提供し、必要時にはセンターなど必要な機関に連絡することができるよう、介護保険制度や高齢者の特徴、緊急対応について研修を実施する等、地域の実情に応じて支援します。

ウ. 地域ケア会議・既存資源、他施策の活用

地域ケア個別会議等で把握した地域ごとの課題及びニーズについて、生活支援コーディネーターと情報を連携し、地域に必要な資源を開発するなど多様な日常生活上の支援体制づくりを進めます。また、地域のアセスメントやモニタリングを行う中で、地域資源を把握し、それらを有効に組み合わせ活用します。

#### ⑦認知症総合支援事業

ア 認知症初期集中支援事業

看護師・保健師、作業療法士等の専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」の活動を通して、初期段階の認知症高齢者やその家族に関わり、医師の助言の下、早期診断・早期対応につなげ地域での継続した支援につなげます。

イ 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人に対して状態に応じた適切なサービスが提供されるよう関係機関の連携を図るための取組や、認知症ケアパスの作成（見直し）や普及、認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制の構築を推進します。定期的に認知症個別相談会や認知症カフェを開催したり、地域の実情やニーズに応じた事業の企画・運営を通じて認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ります。

認知症地域支援推進員研修等に参加し、認知症地域支援推進員としての知識を常に更新し、認知症初期集中支援チーム検討委員会等で知識や経験を発揮し、認知症地域支援・ケア向上検討会議で知識や経験の共有や連携を強化していきます。

#### ウ 認知症サポーター養成講座

認知症の人を地域で支援する認知症サポーター養成講座を積極的に実施し、認知症の人への理解を深めます。

### (2) 多職種協働による地域支援ネットワーク

介護サービスに限らず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなど様々な社会資源と連携することができる環境を整備するため、地域ケア個別会議の開催や関係機関が開催する会議等に参加するなど、様々な機会を捉えネットワークの構築に努めます。

### (3) その他

#### ①一般介護予防事業

一見元気な高齢者でも、些細な変化から生活機能が低下する例も多く、早期発見・早期対応を図るため、センターは様々な情報把握方法を確保し、支援が必要な高齢者を把握して必要なサービスにつなげます。また、普及啓発を行い、地域から情報を得やすい関係性を築きます。

現在支援の必要がない高齢者が、住民運営の通いの場で役割を担うことで、高齢者自身の介護予防につながることから、センターは通いの場が充実・持続して運営できるよう支援します。そのことが、通いの場を必要とする高齢者への支援にもなるため、地域のサービスや活動の充実、地域の互助の取組等への展開を積極的に考え、加速する高齢化に対応するまちづくりを推進します。

#### ア 介護予防教室

地域で実施するいきいき教室や介護予防出前講座等の介護予防事業に積極的に参加し、地域において顔の見える関係を築きます。

#### イ はにぼん筋力トレーニング教室・はにぼんお口の健康体操

高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って生活できるための居場所をつくるために、民生委員、自治会、老人クラブ、社会福祉協議会等と連携し教室の普及・充実を図ります。また、地域で活動しているサポーターへの支援としてのフォローアップ研修会やサポーター養成講座へも積極的に参加し、サポーターと円滑な連携が取れるよう、地域と顔の見える関係を築きます。

#### ②介護者教室

在宅介護を行っている方等を支援するため、実践的な介護に関する研修教室を実施します。

## 令和3年度 年間事業計画

事業	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総合相談・支援事業		相談受付、随時対応、随時訪問。 地域包括支援センター等の周知。チラシの作成や配布。地域のサロン等に出かけ、顔の見える関係づくりの構築。											
権利擁護事業	高齢者虐待	通報後、早期対応、随時訪問。関係機関等と連携を図り早期解決を目指す。											
	成年後見制度	事例発生時、早期対応、随時訪問。関係機関等と連携構築に努める。制度に対する周知や理解を求める。											
	消費者被害	事例発生時、早期対応、随時訪問。関係機関等と連携構築に努める。消費者被害のチラシ等を配布。											
包括的・継続的マネジメント事業		本庄地域の介護支援専門員を対象とした会議の開催(2ヶ月1回第3木曜日:本庄市内10:00~) 児玉地域の介護支援専門員を対象とした会議の開催(2ヶ月1回第3水曜日:児玉デイ13:30~) 本庄地域の主任介護支援専門員と協働し本庄地域の介護支援専門員等の環境整備方法の検討。											
介護予防ケアマネジメント		相談受付、随時対応、随時訪問。(自立支援・重症化予防に向け、スムーズなサービス移行に努める)											
在宅医療・介護連携推進事業		ICTの活用等により、在宅生活継続のための支援を行っていく。在宅医療・介護連携推進協議会への出席。多職種連携を考える会への参加。											
生活支援体制整備事業		本庄市生活支援体制整備協議体に参加。第2層生活支援コーディネーター、第2層生活支援体制整備協議体「ささえ愛チームこだま」定期開催。地域課題の把握、社会資源の開発、支え合いの仕組みづくりに努める。											
認知症高齢者支援事業	認知症初期集中支援事業	認知症初期集中支援事業の周知。相談内容により随時、関係機関等と連携を図っていく。											
	認知症カフェ	毎月第1水曜13:30~15:30 児玉デイサービスセンター・セルディ(リハーサル室)											
	認知症サポーター養成講座	児玉地域の小、中学校、地域住民、企業や団体に向けた認知症サポーター養成講座の開催											
多職種連携による地域支援ネットワークの構築	地域ケア個別会議	4月から12月までの間毎月第2水曜13:30~15:00 児玉デイサービスセンター 1月に課題整理会議の開催											
	関係機関との連携	民生委員の定例会への出席。児玉地域の介護サービス事業所との交流会、研修会等の実施、多職種連携を考える会への参加											
	地域密着型サービス運営推進会議	特養千鳥の丘(年6回)・グループホーム四季の丘(年6回)・小規模多機能ノエルこだま(年6回) むさしのデイサービス(年2回)・GENKI NEXT本庄児玉(年2回)・デイサービス緑(年2回)・デイサービスしんせい(年2回)											
	地域への訪問等	各サロン活動の場へ随時訪問。											
一般介護予防事業	介護予防教室	筋力アップ教室の開催(毎週木曜10:00~12:00 セルディ・エコーピア) いきいき教室・あたまとからだの健康教室の周知、介護予防出前講座への協力											
	はにとれ	はにとれ未実施地区の民生委員等と協力し、筋トレ教室立ち上げ支援・既存の教室については継続支援を行っていく。											
介護者教室	介護者教室									薬剤師との上手な付き合い方			
指定介護予防支援業務	予防給付に関するケアマネジメント業務	相談受付、随時対応、随時訪問。(自立支援・重症化予防に向け、スムーズなサービス移行に努める)											

## 令和3年度 本庄西地域包括支援センター収支予算書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

地域包括支援センター	<b>◆収入◆</b>				
	項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
	1 委託料収入	1 地域包括支援センター運営委託料	22,741,000	22,500,000	
	2 雑収入		0	0	
	3 その他		0	0	
	<b>収入合計(A)</b>		<b>22,741,000</b>	<b>22,500,000</b>	
	<b>◆支出◆</b>				
	項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
	1 人件費	1 本俸	12,587,000	12,083,000	給与
		2 職員手当等	4,936,000	5,204,000	賞与・職員諸手当
3 共済費		3,792,000	3,442,000	社会保険料・法定福利費	
2 管理費	1 旅費	22,000	40,000	旅費	
	2 報償費	20,000	50,000	諸謝金	
	3 需用費	171,000	170,000	消耗品費・印刷製本費・燃料費	
	4 修繕費	0	0		
	5 役務費	208,000	228,000	通信運搬費・手数料・損害保険料	
	6 委託料	14,000	0		
	7 備品購入費	0	0		
	8 使用料及び賃借料	838,000	1,129,000	会場使用料・賃借料	
	9 負担金	80,000	80,000	研修費	
	10 福利厚生費	73,000	74,000	健康診断料	
<b>支出合計(B)</b>		<b>22,741,000</b>	<b>22,500,000</b>		
<b>【収入合計(A)-支出合計(B)=(C)】</b>			<b>0</b>		

指定介護予防支援事業所	<b>◆収入◆</b>				
	項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
	1 介護予防支援報酬	1 国保連収入(直営)	1,810,000	1,810,000	介護予防支援費収入
		2 委託分	0	0	
	2 介護予防ケアマネジメント報酬	1 国保連収入(直営)	2,223,000	2,223,000	介護予防・日常生活支援総合事業収入A
		2 委託分	0	0	
		3 本庄市収入	96,000	96,000	介護予防・日常生活支援総合事業収入B
	3 その他		13,000	13,000	住宅改修手数料
	<b>収入合計(D)</b>		<b>4,142,000</b>	<b>4,142,000</b>	
	<b>◆支出◆</b>				
項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考	
1 人件費	1 本俸	1,399,000	1,343,000	給与	
	2 職員手当等	1,234,000	918,000	賞与・職員諸手当	
	3 共済費	421,000	1,103,000	社会保険料・法定福利	
2 管理費	1 旅費	6,000	13,000	旅費	
	2 報償費	0	0	諸謝金	
	3 需用費	68,000	45,000	消耗品費・印刷製本費・燃料費	
	4 修繕費	0	0		
	5 役務費	157,000	50,000	通信運搬費・手数料・損害保険料	
	6 委託料	0	0		
	7 備品購入費	0	0		
	8 使用料及び賃借料	844,000	657,000	会場使用料・賃借料	
	9 負担金	5,000	5,000	研修費	
	10 福利厚生費	8,000	8,000	健康診断料	
<b>支出合計(E)</b>		<b>4,142,000</b>	<b>4,142,000</b>		
<b>【収入合計(D)-支出合計(E)=(F)】</b>			<b>0</b>	<b>0</b>	

# 令和3年度 本庄東地域包括支援センター安誠園地域包括支援センター収支予算書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

地域包括支援センター	◆収入◆				
	項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
	1 委託料収入	1 地域包括支援センター運営委託料	22,741,000	22,500,000	
	2 雑収入		0	0	
	3 その他	法人から受入れ	0	0	
	<b>収入合計(A)</b>		<b>22,741,000</b>	<b>22,500,000</b>	
	◆支出◆				
	項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
	1 人件費	1 本俸	11,013,000	10,900,000	
		2 職員手当等	6,327,000	6,405,000	
3 共済費		2,739,000	2,669,000		
2 管理費	1 旅費	23,000	40,000		
	2 需用費	812,000	842,000		
	3 修繕費	0	0		
	4 役務費	231,000	74,000		
	5 委託料	0	0		
	6 備品購入費	0	0		
	7 使用料及び賃借料	1,461,000	1,400,000		
	8 負担金	15,000	15,000		
	9 報償費	5,000	5,000		
	10 福利厚生費	115,000	150,000		
<b>支出合計(B)</b>		<b>22,741,000</b>	<b>22,500,000</b>		
<b>【収入合計(A)-支出合計(B)=(C)】</b>			<b>0</b>	<b>0</b>	

指定介護予防支援事業所	◆収入◆				
	項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
	1 介護予防支援報酬	1 国保連収入(直営)	1,449,000	1,465,000	
		2 委託分	0	0	
	2 介護予防ケアマネジメント報酬	1 国保連収入(直営)	1,621,000	1,810,000	
		2 委託分		0	
		3 本庄市収入		0	
	<b>収入合計(D)</b>		<b>3,070,000</b>	<b>3,275,000</b>	
	◆支出◆				
	項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
1 人件費	1 本俸	1,487,000	1,578,000		
	2 職員手当等	854,000	927,000		
	3 共済費	370,000	387,000		
2 管理費	1 旅費	3,000	10,000		
	2 需用費	110,000	51,000		
	3 修繕費	0	0		
	4 役務費	31,000	100,000		
	5 委託料	0	0		
	6 備品購入費	0	0		
	7 使用料及び賃借料	197,000	200,000		
	8 負担金	2,000	2,000		
	9 福利厚生費	16,000	20,000		
<b>支出合計(E)</b>		<b>3,070,000</b>	<b>3,275,000</b>		
<b>【収入合計(D)-支出合計(E)=(F)】</b>			<b>0</b>	<b>0</b>	

# 令和3年度 本庄南地域包括支援センター収支予算書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

地域包括支援センター	<b>◆収入◆</b>				
	項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
	1 委託料収入	1 地域包括支援センター運営委託料	22,741,000	22,500,000	
	2 雑収入				
	3 その他				
	<b>収入合計(A)</b>		<b>22,741,000</b>	<b>22,500,000</b>	
	<b>◆支出◆</b>				
	項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
	1 人件費	1 本俸	9,811,000	9,813,000	職員4.5人分
		2 職員手当等	6,214,000	6,445,000	賞与・職員諸手当
3 共済費		2,885,000	3,020,000	退職共済・法定福利費	
2 管理費	1 旅費	21,000	22,000		
	2 需用費	981,000	1,282,000	消耗品・印刷製本・光熱水費・車両費他	
	3 修繕費	73,000	72,000		
	4 役務費	1,483,000	905,000	通信運搬・手数料・保険料他	
	5 委託料	204,000	145,000	管理委託	
	6 備品購入費	218,000	72,000		
	7 使用料及び賃借料	727,000	652,000	会場使用料・リース代	
	8 負担金	51,000	36,000	研修費	
	9 福利厚生費	73,000	36,000		
<b>支出合計(B)</b>		<b>22,741,000</b>	<b>22,500,000</b>		
<b>【収入合計(A)-支出合計(B)=(C)】</b>		<b>0</b>			

指定介護予防支援事業所	<b>◆収入◆</b>				
	項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
	1 介護予防支援報酬	1 国保連収入(直営)	1,800,000	1,820,000	
		2 委託分			
	2 介護予防ケアマネジメント報酬	1 国保連収入(直営)	3,000,000	3,000,000	
		2 委託分			
		3 本庄市収入			
	<b>収入合計(D)</b>		<b>4,800,000</b>	<b>4,820,000</b>	
	<b>◆支出◆</b>				
	項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
1 人件費	1 本俸	2,071,000	2,102,000	職員4.5人分	
	2 職員手当等	1,311,000	1,381,000	賞与・職員諸手当	
	3 共済費	610,000	647,000	退職共済・法定福利費	
2 管理費	1 旅費	5,000	5,000		
	2 需用費	207,000	274,000	消耗品・印刷製本・光熱水費・車両費他	
	3 修繕費	15,000	15,000		
	4 役務費	313,000	194,000	通信運搬・手数料・保険料他	
	5 委託料	43,000	31,000	外部事業所委託・管理委託	
	6 備品購入費	46,000	15,000		
	7 使用料及び賃借料	153,000	140,000	リース代	
	8 負担金	11,000	8,000	研修費	
	9 福利厚生費	15,000	8,000		
<b>支出合計(E)</b>		<b>4,800,000</b>	<b>4,820,000</b>		
<b>【収入合計(D)-支出合計(E)=(F)】</b>		<b>0</b>			

# 令和3年度 児玉地域包括支援センター収支予算書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

◆収入◆				
項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
1 委託料収入	1 地域包括支援センター運営委託料	22,741,000	22,500,000	
2 雑収入				
3 その他				
<b>収入合計(A)</b>		<b>22,741,000</b>	<b>22,500,000</b>	
◆支出◆				
項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
1 人件費	1 本俸	13,355,000	13,246,000	基本給
	2 職員手当等	3,650,000	3,600,000	賞与、職員諸手当、時間外手当
	3 共済費	3,147,000	3,103,000	社会保険料、法定福利費
2 管理費	1 旅費	73,000	72,000	出張旅費
	2 需用費	840,000	828,000	消耗品費、印刷製本費、光熱水費
	3 修繕費	146,000	144,000	車両等
	4 役務費	541,000	533,000	通信運搬費、広告料、手数料
	5 委託料	<b>606,000</b>	<b>598,000</b>	<b>施設管理などの委託料</b>
	6 備品購入費	15,000	14,000	事務用品費
	7 使用料及び賃借料	292,000	288,000	車両リース料、コピー機リース料
	8 負担金	39,000	38,000	研修費
	9 報償費	0	0	
	10 福利厚生費	37,000	36,000	健康診断料
<b>支出合計(B)</b>		<b>22,741,000</b>	<b>22,500,000</b>	
<b>【収入合計(A)-支出合計(B)=(C)】</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	

◆収入◆				
項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
1 介護予防支援報酬	1 国保連収入(直営)	2,183,000	2,183,000	
	2 委託分	0	0	
2 介護予防ケアマネジメント報酬	1 国保連収入(直営)	2,667,000	2,667,000	
	2 委託分	0	0	
	3 本庄市収入	0	0	
<b>収入合計(D)</b>		<b>4,850,000</b>	<b>4,850,000</b>	
◆支出◆				
項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
1 人件費	1 本俸	2,918,000	2,793,000	基本給
	2 職員手当等	750,000	800,000	賞与、職員諸手当、時間外手当
	3 共済費	647,000	690,000	社会保険料、法定福利費
2 管理費	1 旅費	15,000	16,000	出張旅費
	2 需用費	173,000	184,000	消耗品費、印刷製本費、光熱水費
	3 修繕費	30,000	32,000	車両等
	4 役務費	112,000	118,000	通信運搬費、広告料、手数料
	5 委託料	<b>125,000</b>	<b>133,000</b>	<b>施設管理などの委託料</b>
	6 備品購入費	3,000	3,000	事務用品費
	7 使用料及び賃借料	60,000	64,000	車両リース料、コピー機リース料
	8 負担金	9,000	9,000	研修費
	9 福利厚生費	8,000	8,000	健康診断料
<b>支出合計(E)</b>		<b>4,850,000</b>	<b>4,850,000</b>	
<b>【収入合計(D)-支出合計(E)=(F)】</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	

### 報告事項(3)介護予防支援等委託先事業所等について

●新規に委託した指定介護予防支援等業務を行う居宅介護支援事業者

所在	指定居宅介護支援事業所	住 所	開始月
深谷市	ラバン居宅介護支援事業所 (合同会社パットドゥラバン)	深谷市町田357	令和3年3月
深谷市	スマイルケアサポート	深谷市上柴町5-15-20	令和3年7月

#### 令和2年度介護予防支援等業務委託事業所一覧

所在	指定居宅介護支援事業所	住 所	本庄西	本庄東	本庄南	児玉
本庄市	アクシスケアプラン	小島3-16-26	○			
	居宅介護支援事業所 青い風	日の出3-6-50	○	○		
	あずみ苑本庄(レオパレス)	西富田739-1	○		○	○
	ウェルサポートふじた	牧西1044	○	○	○	
	在宅介護支援センター安誠園	小和瀬1666	○	○	○	
	居宅介護支援センター 彩	西五十子634-4		○	○	○
	児玉居宅介護支援センター	児玉町金屋1302-1				○
	ことりケアプラン	下野堂1-21-12-II104	○	○	○	
	在宅介護 本庄 居宅介護支援	北堀1472-5	○	○	○	○
	しゃくなげケアプラン	前原2-2-3	○	○	○	○
	シャローム居宅介護支援センター	今井1251-1	○		○	
	ケアプラン四季	四季の里2-15-9	○			○
	ケアプランセンタージャム	西五十子446-15	○	○	○	
	トマト村	早稲田の杜5-14-8	○	○	○	
	長岡居宅介護支援事業所	児玉町児玉1489-5				○
	居宅介護支援事業所 翔	前原1-3-7-B102	○		○	
	ひまわり児玉	児玉町入浅見838-3				○
	ケアサポート陽寄りの丘	児玉町長沖222-2-108	○			○
	居宅介護支援事業所ふくしまライフサポート	寿2-4-10		○		
	本庄ケアプラザ	西五十子375-7-201	○	○	○	○
本庄市社会福祉協議会ケアプランセンター	久々宇318-1	○				
むさしの居宅介護支援サービス	児玉町飯倉166				○	
ケアプランゆう	児玉町長沖202-1		○	○	○	
ノエル居宅介護支援事業所	児玉町上真下326-1			○	○	
吉沢病院指定介護支援センター	1216-1	○		○		
上里町	かみさと居宅介護支援事業所	上里町大字堤487-1	○		○	○
	生協介護センター こだま	上里町七本木2948-2	○	○	○	○
	ケアプラン心の里	上里町七本木420	○	○		○
	ケアプランさわやか	上里町七本木2109-9	○		○	
	ハピネスケアセンター	上里町七本木3684-2	○		○	○
美里町	居宅介護支援センター「けいあい」	美里町小茂田749		○	○	○
	居宅介護支援事業所 陽寄りの丘	美里町甘粕139-7 篠原ビル			○	
	居宅介護支援センターチューリップ	美里町阿那志775			○	
	ももよの丘	美里町白石2323-1				○
深谷市	居宅介護支援事業所かがやき	深谷市成塚213			○	
	居宅介護支援センターこのみ	深谷市岡部1010-3			○	
	福寿園ケアセンター	深谷市本郷341-1			○	
	ラバン居宅介護支援事業所	深谷市町田357				○
	居宅介護支援 一休	深谷市上柴町西1-3-11			○	
藤岡市	ケアプランセンターオアシス	藤岡市三波川215-2				○
	居宅介護支援事業所 ふく	藤岡市鬼石735-2				○
	介護老人保健施設鬼石	藤岡市鬼石139-1				○
伊勢崎市	居宅介護支援 ハハコグサ	伊勢崎市連取町3082-8 カーサロイヤル102	○		○	
	居宅介護支援事業所 優	伊勢崎市八斗島町1622-28			○	